

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 3 年 3 月 1 8 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

令和3年3月18日

開　　議	9時30分
日程第1	諸般の報告
日程第2	一般質問

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○福山議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に変更のありました説明員の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○福山議長 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、9番、大上正春議員、10番、玉田隆紀議員、5番、奥田富代子議員、6番、尾和正之議員、14番、増田浩二議員、13番、市來利恵議員、以上7名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、ネット岩出、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で質問を行います。

今期最初の一般質問は、新型コロナウイルスワクチン接種の対策について、コロナ禍における岩出図書館運営について、NET119緊急通報システムについての3点をお伺いいたします。

最初に、新型コロナウイルスワクチン接種の対策について質問を行います。

初めに、日々新型コロナウイルス感染症対策においてご尽力いただいております市長をはじめ職員の皆様、そして医療関係者をはじめ、いろいろな場面でご協力をいただいております市民の皆様に感謝申し上げますとともに、罹患されている方々の一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

さて、昨年2月13日、新型コロナウイルス感染者が和歌山県で初めて確認されてから1年以上が経過しました。また、当市でも、昨年12月、初めてとなるクラスタ

一が発生し、2月には上岩出保育所からクラスターが発生するなど、岩出保健所管内においても、新型コロナウイルス感染者が増加するなど、私たちは、いつ収束するのか全く先の見えない新型コロナウイルスと向かい合いながら、日々生活を送っております。

そのような中、昨年末から今年にかけて新型コロナウイルス感染症の第3波とされる局面を迎え、連日、全国的に過去最高の感染者数が更新されました。そのため国では感染の再拡大を受け、1月8日に、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、また1月14日には、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の11都府県に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されました。また、和歌山県においても入院患者が増え、本年1月25日には感染者が1,000人を超え、最前線で働く医療従事者等は、休むいとまもなく対応を強いられています。

そのような中、新型コロナウイルスワクチン接種については、国が接種費用を全額負担し、実施主体は市町村が行うことで閣議決定されました。今後、ワクチン接種については、市民に対し十分な情報を発信するとともに、市民からの相談等に応じていかなければなりません。

そこでお尋ねいたします。1点目、報道等によると、当初、新型コロナウイルスワクチン接種については、最初、医療従事者等が2月下旬頃から接種が始められ、その後、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方や高齢者施設等で従事されている方、そして、それ以外の方の順でワクチン接種をするようになり、特に65歳以上の高齢者を対象に、市が行う接種の期間が3か月とされていました。当市の接種対象者は全体で約4万6,000人が2回接種することになりますので、期間が相当長くなることが予測されます。

また、1月27日には、厚生労働省と川崎市がワクチン接種の大規模な訓練が実施されていました。そのときの所要時間は、市が受付をしてからワクチンを接種して、その後の経過観察の待機に入るまでを計測したところ、1人当たり、最短で13分、最長で26分かかったと報道されていました。そのため接種には相当な時間を費やすことから、当市のワクチン接種計画及び接種期間はどのようになっているのでしょうか。

2点目、新型コロナウイルスワクチン接種については、世界各国で感染抑制効果が出ているとの報道も多々あります。しかし、一方では、少数ながら副反応と思われる事例も報道されており、特に日本では、厚生労働省は、10日、ファイザー製の新型コロナウイルスワクチンを接種した20代から50代の男女8人が重いアレルギー

反応であるアナフィラキシーを発症したとの報告があったと発表されるなど、市民の判断が迷わされている状況です。

また、接種は強制ではなく、受ける方の同意がある場合に限り接種を行うこととなりますので、ワクチン接種による感染症予防の効果と副反応のリスクについて理解した上で、市民が接種することとなりますので、市民に対して正しい情報を提供することが一番の課題であると考えます。そのため、市として、現時点で把握できている情報で結構ですので、ワクチン接種の安全性についてお伺いいたします。

次に3点目、報道によりますと、新型コロナウイルスワクチン接種については、ファイザー社、アストラゼネカ社、モデルナ社が基本合意に至っています。しかしワクチンの供給に際しては、例えば、ファイザー社では、マイナス75度以下の運搬保存が条件となっています。これまでのワクチンは、冷凍保存という概念がないため、市及び病院等には、それらに対応する冷蔵庫がないと思います。そのためワクチンの取扱いには細心の注意が必要であると考えますので、市として、運搬や管理体制はどのような計画になっているのかをお伺いいたします。

次に4点目、新型コロナウイルスワクチン接種については、現在、16歳以上が対象となっています。先ほども申しましたが、当市では、接種対象者が約4万6,000人分で、2回分のワクチンが必要となりますので、新型コロナウイルスワクチンの供給はどのような計画となっているのでしょうか。

次に5点目、新型コロナウイルスワクチン接種については、市民からの不安や様々な疑問に対して相談を受けることで、逼迫した医療関係従事者等の負担を軽減することにつながると考えられます。つきましては、ワクチン接種に関して、市の体制と相談窓口はどのようなになっているのでしょうか。また、コールセンター等の設置についてもお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福岡議員ご質問の1番目、新型コロナウイルスワクチン接種の対策についての1点目、ワクチンの接種計画及び接種期間はつきましては、現段階では、集団接種を予定しており、高齢者に対する予防接種をおおむね4月下旬から8月上旬までに実施するよう計画しております。高齢者以外の接種期間は、国のスケジュールを踏まえ、ワクチンの入荷状況を見て計画する予定です。また、使用可能なワクチンの種類が増えれば、一部個別接種の実施も視野に入れ、検討してまいります。

続いて2点目、ワクチンの安全性はにつきましては、厚生労働省によりますと、ファイザー社のワクチンの主な副反応は、頭痛、関節や筋肉の痛み、注射した部分の痛み、疲労、寒け、発熱等があります。また、まれに起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあるとされておりまして、万が一、ワクチン接種によって健康被害が生じた場合には、国による予防接種健康被害救済制度があります。

続いて3点目、特にファイザー社のワクチンは、マイナス75度の保存が必要とされているが、運搬や管理体制はにつきましては、ワクチンの保管に当たり、国から各市町村にマイナス75度を保つタイプのディープフリーザー、超低温冷凍庫が配置されることになっております。設置場所である岩出市総合保健福祉センターでは、令和2年度において、太陽光発電蓄電池設備の改修を行い、停電時においても安全にワクチンを保管することができます。また、高齢者施設等へのワクチン運搬につきましては、保冷ボックス等にて運搬する予定です。

続いて4点目、ワクチンの供給はにつきましては、3月中旬に医療従事者の接種を開始する予定でしたが、配布されるはずのワクチンが入荷されず、4月中旬にずれ込んだと聞いております。現段階では、岩出市の最初の高齢者接種分についても、4月12日の週に入荷される予定と聞いておりますが、これまでの経緯から予断を許さない状況と考えております。

続いて5点目、市の体制と相談窓口及びコールセンターの設置はにつきましては、市では副市長の下、保険年金課、子ども・健康課、地域福祉課及び総務課危機管理室による新型コロナウイルスワクチン接種対応プロジェクトチームを立ち上げ、接種準備を進めているところでございます。相談窓口及びコールセンターにつきましては、高齢者に接種券を郵送する時期に合わせ、4月上旬を目途に設置する予定でございます。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 新型コロナウイルスワクチン接種についてのご答弁をいただきましたが、日程等、非常に厳しい取組となることが分かりました。しかし、市民の方も大変不安に思っておりますので、3点について再質問いたします。

1点目、ワクチン接種は、高齢者や基礎疾患を有する方など、感染から守るという目的があると思います。そもそも新型コロナウイルスに感染しても、約8割の方は軽症で済むということもありますので、ワクチン接種をしない人が少なからず出てくることも予測されます。その前に、市として新型コロナウイルス感染症拡大防

止の観点からも、どのような対応を考えているのでしょうか。

次に2点目としても、先ほども申し上げましたが、一般的にワクチン接種は副反応による健康被害が極めてまれであるものの、避けることができないものであると思われまます。仮にワクチン接種によって健康被害が生じ、医療関係での治療が必要となった場合、どのような対応となるのでしょうか。

次に3点目として、新型コロナウイルスワクチン接種については、ファイザー社、アストラゼネカ社、モデルナ社がありますが、当市の搬入されるワクチンは決定しているのでしょうか。また、市民が3社の中からワクチンを選ぶことができるのでしょうか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ただいまの再質問につきまして、まず1点目、ワクチン接種をしない方が出てくると予想されるけども、市としてどのような対応をするのかという点ですが、新型コロナウイルスワクチン接種は、主に発症や重症化の予防が期待されているため、対象となる市民の皆様を受けていただくよう、今後、国の接種順位に従い、全ての対象者の方に無料の接種券を送付いたしますが、接種を受けることは強制ではありません。接種を受ける方の同意に基づき、接種を行います。

2点目で、ワクチン接種後の副反応等による医療の対応はどのようにするのかというご質問ですが、ワクチン接種後には適切な観察時間を設定しており、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある方については、接種後の経過観察を30分間行うこととし、そのほかの方には、少なくとも15分間行うこととしております。また、経過観察室には医師等も待機しており、必要な応急用品を準備した救急体制を取っております。

3点目の新型コロナウイルスワクチンには、ファイザー社とアストラゼネカ社とモデルナ社の3社がありますが、そのワクチンを選べるのかという点、あるいは岩出市に搬入されるワクチンは決まっているのかという点ですが、現時点では、新型コロナウイルスワクチンとして国から承認を得ているのはファイザー社のワクチンのみであり、65歳以上の高齢者のワクチン接種については、ファイザー社のワクチンで接種準備を進めております。なお、アストラゼネカ社とモデルナ社のワクチンについては、現時点では国から承認されていないため、国の動向を注視してまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、コロナ禍における岩出図書館運営について質問を行います。

岩出図書館の運営に際しまして、常日頃から新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。

さて、図書館の新型コロナウイルス感染拡大防止対策については、公益社団法人日本図書館協会のホームページを見ますと、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が掲載されておりました。また、同協会では、図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを策定し、公表されておりましたが、図書館は、年齢層を問わず、様々な方が利用する施設であり、利用者の皆さんが安心して利用できるよう、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の継続的な取組が必要であり、また、蔵書も清潔に取り扱えるよう、最大限努めるべきであると思っています。

そうした中、新しい生活様式の状況下においても、各図書館の施設環境等を踏まえ、引き続き感染対策を適切に講じることはもちろん、提供するサービスの範囲や方法、さらには在り方も含め、社会基盤としての図書館の役割を継続的に果たせるよう検討する必要があると考えます。

そこでお尋ねいたします。1点目、コロナ禍において、平成30年度から利用状況はどのように推移しているのでしょうか。

次に2点目、図書館運営を行うに当たり、安全・安心のため、今までどのような対策を実施してきたのでしょうか。

次に3点目、岩出図書館では、新型コロナウイルス感染症対応事業を活用して、電子図書館サービス事業として、3密を避け、来館せずに電子書籍を利用できる電子図書館「いわでe-Library」を昨年12月に導入していますが、導入の経緯と導入経費及び今後の諸経費はどのようになっているのでしょうか。

次に4点目、「いわでe-Library」導入後、電子書籍数及び登録者数並びに利用冊数はどのようになっているのでしょうか。

次に5点目、図書館運営を行っていく上で、「いわでe-Library」を導入したことで、図書館への来場者が減少するなど考えられます。導入したことにより、メリット・デメリットについて、教育委員会としてどのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 福岡議員ご質問の2番目、コロナ禍における岩出図書館運営について、一括してお答えいたします。

まず1点目、近年の利用状況についてですが、入館者数、貸出冊数でお答えいたします。

平成30年度は、入館者数19万8,244人、貸出冊数42万6,191冊、令和元年度は、入館者数19万1,143人、貸出冊数42万1,874冊、令和2年度は令和3年2月末までとなりますが、入館者数10万6,507人、貸出冊数は電子書籍を含めて27万6,198冊となっており、令和元年度末から新型コロナウイルス感染症の影響が出始め、感染防止対策として全国に緊急事態宣言が発出された際は、岩出図書館においても、令和2年4月8日から5月31日までを臨時休館としており、入館者数及び貸出冊数が減少した要因となっております。

2点目の安全・安心のための対策では、館内の徹底した消毒、入館時における検温、返却本の消毒、受付及びカウンターでのパーティションの設置、イベント等での定員削減など、考えられる感染防止対策に取り組んでいるところであり、また、昨年11月には図書消毒機を設置するとともに、12月には岩出市電子図書館「いわでe-Library」を開設してございます。

次に、3点目の「いわでe-Library」導入の経緯と経費についてですが、緊急事態宣言発出中において臨時休館としていましたが、利用者からは図書の貸出しを求める多くの声があり、予約本のみの貸出しを行っておりました。そういう状況の中で、今後のことを考えますと、さらなる臨時休館をせざるを得ない状況になった際でも、インターネットを通じて電子書籍の貸出し、返却ができること、また、近い将来、必要となる読書バリアフリー法に基づく視覚障害者等の読書環境の整備にもつながることを踏まえ、開設したものでございます。

導入経費につきましては、システム構築業務委託料として726万円、電子書籍ライセンス料として293万3,013円、電子書籍データ作成業務委託料として5万577円、電子図書館クラウド利用料として、12月からの3月までの4か月分ですが、22万円となっております。令和3年度当初予算では、電子書籍ライセンス料159万8,000円、電子書籍データ作成業務委託料2万4,035円、電子図書館クラウド利用料82万5,000円を計上してございます。

4点目の導入後の電子書籍数及び登録者数、利用冊数につきましては、電子書籍

のタイトル数は484タイトル、登録者数は、岩出図書館利用カードをお持ちの岩出市在住・在学・在勤の方は登録手続は不要で、利用者番号とパスワードがあればご利用いただけます。3月1日現在で利用可能な方は1万3,425人となっており、利用冊数は12月からの3か月間で433冊となっております。

最後に、5点目の導入後のメリット・デメリットについてですが、まずメリットとしましては、ICT環境がどんどん進展していく中において、インターネット環境があれば電子書籍を借り、読み、返却することができること、破損や紛失することがないこと、文字の拡大や読み上げなどの機能もあること、緊急事態宣言発出時のように、臨時休館や外出自粛等の際でも図書館に来館しなくても利用でき、利用者の利便性の向上を図れるものと考えております。

デメリットにつきましては、議員ご指摘のとおり、入館者減少の要因にもなるということでございます。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 電子書籍数、登録者数、また、メリット・デメリットもお答えいただきました。今後、新型コロナウイルス感染症で、再び図書館が閉館せざるを得ない事態も考えられ、また、利用者の中には図書館利用に際し、不安を抱えている方も少なくないと感じています。

そうした中、電子図書館「いわでe-Library」を導入したことにより、3密を避け、出かけずに、時間も関係なく読める電子書籍の普及は、今後の図書館の新しいスタイルになると考えます。また、有効性の観点や市民のライフスタイルの多様化で、さらに加速的に伸びていくことが予測されます。

そこで、お尋ねいたします。今後、電子書籍のさらなる充実を図っていただくためにも、どのような計画があるのでしょうか。例えば、電子書籍冊数や登録者数など、目標値を定めているのであれば、それらを含めた運営方針をお答えください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の蔓延が、図書館だけでなく様々な分野でのICT化を促進しているように感じてございます。岩出図書館では、令和3年度に目標蔵書冊数であります30万冊に達する見込みとなっております。目標数達成後の電子書籍を含めた中長期的な収集計画を検討し、資料収集基準を見直す予定としてございます。ライセンスにも

有期限のものもございますので、期限の有無等も考えながら収集計画を策定したいと考えてございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に3番目、NET119緊急通報システムについて質問を行います。

岩出市のホームページで、令和2年度市政懇談会、区自治会等からのご意見、ご要望の回答が掲載されておりました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のため、18会場での懇談会はなくなりましたが、市の運営を掲載した広報紙を作成し、観覧をしていただき、市民のご意見、ご要望を受けておりました。ご意見、ご要望については、巡回バス、防災、減災等様々なご意見等があり、全体で49ページにもわたっており、市民皆様が今どのようなご意見等があるのかが分かりました。

その中で、私なりに気になった項目について質問いたします。NET119緊急通報システムについてであります。私も聞き慣れていない言葉であり、多くの市民の方も聞き慣れていないため質問を行います。

このシステムについて、私なりに調べてみましたが、平成29年3月に総務省から全国市町村に導入を求めたものであり、また、国から共生社会づくりを進める観点から、当時、総務省では2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを踏まえ、令和2年度を目標に、導入を進めていくとの方針が出されているとともに、国の第4次障害者基本計画においても、災害発生時における障害特性に配慮した支援として、目標が掲げられています。

事業内容としては、聴覚や言語等に障害がある方からの通報に対応するため、これまではメールやファクスによる通報システムを導入していましたが、しかし、メール通報は文字入力に時間がかかり、また、ファクス通報については、自宅にいるときしか利用できず、いろいろな課題がありました。

このNET119緊急通報システムは、聴覚や言語等の障害がある方を対象に、スマートフォンや携帯電話などのインターネットの接続機能を利用するシステムで、これまでのシステムではできなかったGPSの位置情報を活用した通報者の位置の特定や文字対話方式、いわゆるチャット機能による現場の状況が把握しやすくなるなど、IT技術を活用した新たな取組として導入され、一層の利用価値のあるシス

テムであると認識しています。

そこでお尋ねいたします。1点目、NET119緊急通報システムの周知方法及び運用開始時期は、どのようになっているのでしょうか。

次に2点目、本市の聴覚、音声、言語、そしゃく機能に障害を有する方の身体障害者手帳交付状況は、何名となっているのでしょうか。

3点目、NET119期緊急通報システムへの身体障害者登録者数は、何名となっているのでしょうか。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 福岡議員ご質問の3番目のNET119緊急通報システムについての1点目、このシステムの周知方法及び運用開始時期はについてですが、こちらの事業は、那賀消防組合の事業で、組合のウェブサイトにて情報が掲載されております。その記事によりますと、和歌山市、岩出市、紀の川市、海南市、紀美野町の4市1町にお住まいの耳や言葉の不自由な方を対象として、平成27年4月から利用可能となっていました緊急システムWeb119が、平成29年3月に新たにNET119に移行したとのことです。本市では、NET119について、毎年発行している障害者（児）福祉のしおりや市ウェブサイトにおいて周知しているところです。また、聴覚障害者協会に対して、会員の方に周知していただくよう依頼も行っています。

次に2点目、本市の聴覚、音声、言語、そしゃく機能に障害を有する方の身体障害者手帳の交付状況はについてですが、令和3年2月末現在で、聴覚障害が164名、音声機能障害が14名、言語機能障害が11名、そしゃく機能障害が2名の合計191名の方がおられます。

続いて、3点目のこのシステムの本市の登録者数はについてですが、那賀消防組合に確認したところ、15名の方が登録されているとのことでございます。

○福山議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 本市でのNET119緊急通報システムは平成29年3月に導入され、本市の身体障害者登録者数は15名との答弁がありました。しかし、本市の聴覚等の身体障害者交付者数は191名であり、全員が登録されていない状況であります。個人情報問題等もございしますが、このシステムは災害時等が発生した場合、非常に有効であると私は考えますので、登録者の拡大に、あらゆる方策を講じていただきたいと思います。思っております。

今後、障害者の方が地域で安全・安心に生活できるよう、1人でも多くの方に登録していただくためにも、この事業についてどのように進めていかれるのか、市の見解をお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 少しでも多くの方が登録してもらえるように、今後どのように取り組んでいくのかというご質問に対してですが、NET119については、聴覚、または音声言語機能障害者が、消防署への火災や緊急等の通報が必要となったとき、インターネット接続機能を利用して通報できるシステムです。その利用環境にない方の場合、このシステムは登録できません。また、同居家族がいる、施設に入所されているなどにより、必要ないという方もいらっしゃいます。

なお、聴覚障害者164名中、70歳以上の方が105名となっています。聴覚障害者がNET119を新規申請した場合に、説明するに当たり、那賀消防組合からの依頼に応じて、手話通訳士派遣の協力も行っています。

市としましては、必要な方が登録できるよう、今後も引き続き周知及び登録支援に努めてまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 緊急通報システムという性格上、情報の周知は、速やかに確実に対象者の元に届けられる必要があると思いますので、できるだけ早い段階での周知をお願いしたいと思います。

最後に、このシステムは障害者の方々だけではなくて、市民の皆さんにも知ってもらう必要があると思います。緊急通報システムというのは、ともすれば命に関わることもありますので、一般市民の方などが希望される場合はどうなるのか、お尋ねいたします。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 障害がある方だけではなく、一般の市民の方が登録を希望された場合というご質問ですが、那賀消防組合によりますと、この事業については、聴覚や発話の障害により音声による119番通報が困難な方のためのサービスと聞いてございますので、その方を除く方々は対象外になります。

失礼しました。もう1点ありましたね。

できるだけ早い段階での周知をしてほしいというご質問ですが、身体障害者手帳取得時や市外からの転入の際に、登録について窓口で案内するなど、引き続き周知や登録支援を行ってまいります。

○福山議長 これでは、福岡進二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告2番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

大上正春議員。

○大上議員 おはようございます。9番、公明党議員団の大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い、3点質問させていただきます。何分初めての一般質問でございます。お聞き苦しい点あるかと思いますが、何とぞご容赦いただきますようよろしくお願いいたします。

まず1番目の質問です。災害発生時における市民への対応について、2点伺いたします。

東日本大震災の発生から10年がたちました。しかし、その余震とされる最大震度6強の地震が福島県沖で発生するなど、今も震災の影響が続いております。和歌山県でも、先日、2月15日13時38分、和歌山県北部を震源地とする和歌山県北部で震度4の地震が発生いたしました。13時にも同じく、和歌山県北部にて震度2の地震が発生いたしました。13時38分の地震に関しましては、皆様方もご存じのとおり、和歌山市役所での議会開催中に議場の天井から金属板のパネルが落ちてきて、尾花市長をはじめたくさんの方が慌てて逃げるといった災害が起きました。私もちょうどお昼で自宅に1人でおりましたので、突然の揺れで身動きができない状態となりました。

併せて、平成7年の1月17日の淡路大震災を思い出しました。特にそのときは真冬の早朝で、辺りも真っ暗の中での地震でしたので、一層の恐怖感ございました。私ごとでございますが、小さい子供たちのことを守らないといけないという思いもあって、気丈夫にはしておりましたが、今回は日中ではございましたが、1人という孤独感もあり、恐怖は倍増いたしました。

現在、コロナ禍の中で、独り暮らしの方の恐怖感はいかほどのことでしたでしょうか。よくよく調べてみましたところ、阪神・淡路のときも、和歌山県北部で震度4の観測だったとのことでした。

さて、これだけ強い地震が発生いたしました。和歌山県北部で震度4、和歌山市内の西のほうで、岩出市内から離れておりますが、岩出市で震度2という観測、海

南市、有田市、紀美野町、有田川町も震度2と同じなんです。

そこで1点目の質問です。岩出市の震度を測定する基となる地震計の設置場所はどこにあるのか、また、それは適切な場所なのか、教えてください。

続きまして、2点目の質問ですが、今回、南海トラフ地震など巨大地震発生リスクが存在する中、岩出市内の公共の施設について、この本庁をはじめ多くの施設の老朽化が目立ちます。平成28年3月度策定の公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に整備は進められておりますが、施設を利用する住民の方のお話では、ある学校の体育館でファンヒーターを2台使用したとき、ブレーカーが飛んだという経験をしたと伺ったことがございます。漏電対策等も含めた対策がされているのか。

また、さきに申し上げました和歌山市役所の議場での惨事でもありますように、市内の避難場所、いわゆる公共の建物に関しましては、耐震工事が進められて、十分なお対応をいただいていることとは思いますが、市内の避難施設や避難場所も含め、何件あって、それぞれ耐震補強済みなのか。なおかつ天井や外壁などの非構造部材の耐震対策も実施され、本当に避難場所として災害時に安心して使用できる施設はどれだけあるのか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 大上議員ご質問の1番目、災害発生時における市民への対応についての1点目、地震発生時に震度を計測する震度計の設置場所と、それは適切な場所なのかということについて、お答えをいたします。

現在、岩出市の震度計は、岩出市役所敷地内の本庁舎西側、教育委員会棟の北東に設置されております。当該震度計については和歌山県が設置したものであり、定期的に機器の保守点検が実施されております。また、設置場所が気象庁の基準に照らし合わせ、適切であるかどうかの点検も併せて実施されており、現在の設置場所は適切であるとの回答を得ております。

続いて、2点目の災害時に活用する避難施設は何件あって、非構造部材の耐震対策もされた安全に避難できる施設であるか、それはどのくらいあるのかということについて、お答えをいたします。

現在、災害時において、一定期間避難する指定避難所として指定している施設は22か所ございます。また、災害時において、一時的に退避する指定緊急避難場所として、広場や公園等を指定し、指定避難所としての重複も含め、46か所ございます。指定避難所については、市の公共施設を指定しており、全ての施設において耐震化

を完了しております。施設の安全性については、各施設において建築基準法に基づく定期調査等を実施しており、危険性が確認された場合は、修繕等の対策を実施しております。

また、災害時における避難所開設時には、避難者を施設内に誘導する前に、建物自体の損傷の確認や落下物の有無等の確認を実施し、安全が確認できた場合に避難者の誘導を行うよう、市の避難所運営マニュアル等に記載し、対応を実施することとしております。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 先ほど申し上げましたが、岩出市より南に離れた有田市辺りでも同じ震度を観測されております。それで緊急地震速報について、ちょっと調べてみました。地震の発生直後に、各地で強い揺れの到着時刻や震度を予測して素早く知らせる情報のことです。強い揺れの前に自らの身を守ったり、列車のスピードを落としたり、あるいは工場などの機械制御を行うなど、活用がされているそうです。

地震計で地震波をキャッチ、予想される揺れの強さ、震度等を自動計算し、緊急地震速報を発表、地震による強い揺れが始まる前に素早く知らせるという仕組みです。この地震の規模が最大震度5弱以上の地震発生時、震度4以上の地域に速報を一斉配信されるのが携帯電話のアラームです。緊急音が鳴ってから数秒間ですが、頭を保護する、机の下などに避難するなど、短い期間ではありますが、身を守る行動が取ることができます。

今後、南海トラフ地震など大きな地震発生、震度が大きい、発生したときに、本当にこの設置場所で問題はないのか、設置場所の変更等を和歌山県に申入れできないのでしょうか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 大上議員の再質問にお答えいたします。

現在の震度計につきましてですが、和歌山地方気象台に確認いたしましたところ、震度計の設置については強固な地盤が大前提となるため、市役所への設置については、要件に即しているとのことでございます。

また、震度1程度の誤差はあり得るものであり、局所的な弱震度によっては、震度計に感知されない場合もあり得るとのことです。他の場所に設置されている震度計と比較して、著しい差異等がある場合は、設置場所の変更等も検討しますが、現

時点では予定はないということでございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 次に、2番目の自治会の在り方についてです。

地域の力で住みよい街に 自治会に加入しませんか！

日常や地域で発生する様々な問題や課題は、行政の力だけでは解決が難しい場合があります。

誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりには、地域の皆さまと行政との連携が欠かせません。また、大きな災害の発生時等、まず頼りになるのは身近なお隣さんやご近所さんです。

地域のなかでお互いに顔を合わせることで防犯につながり、地域の安全性が向上します。また、交流やふれあいの場が広がり、地域の連帯感が深まります。

これは2月号の広報いわでの裏表紙に載っておりました。

今後、大規模な災害も想定しながら、身近な防犯対策、またはちょっとした近隣住民同士の助け合い、支え合いが重要視される時代であります。遠くの親戚よりも近くの他人という言葉もあるとおり、同じ地域に住む人々の気心知れた関係は、現在のコロナ禍のさなかでも誰一人として孤独化させない、持続可能な開発目標の基本理念である誰一人置き去りにしないという観点から申し上げますと、非常に大事な自治会であると思っております。

しかし、現在は岩出市内に新しい分譲住宅が立ち並び、他府県、岩出市外、また岩出市在住の方が新たに住宅を購入しての移住の方が増える中で、若い家族の共稼ぎや高齢世帯が多く、日々の仕事や生活に追われ、地域のことに関わる余裕がなく、必要性を感じず、比較的自治会の存在が影が薄いのではないかとというのが現状ではないでしょうか。

そんな中でも、防犯対策の観点から、防犯灯の設置の必要性や高齢者のみの世帯では、粗大ごみの収集はクリーンセンターへ直接運べない等の理由で困惑している住民の方も何人かはいらっしゃいます。

過去の一般質問の例を参考にさせていただきましたところ、防犯灯の設置に関しましては、区自治会の要望を受けて、要綱に照らして、必要であると市が判断した

場合は防犯灯を設置する。しかし、維持管理コストにつきましては、区自治会でお願ひしたいと考えているとございました。

そこで質問です。1点目、現在、自治会未加入世帯は、何世帯いらっしゃるのか。

2点目、自治会が設立できない地域の防犯対策並びに高齢者世帯の粗大ごみの処理はどうすればよいのか。

3点目、今後、未加入世帯が増えてくると想定されるが、今現在も含め、どのように加入世帯を増やしていくのか、今後の取組をお願いいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 大上議員ご質問の2番目、自治会についての1点目、未加入世帯数はについて、お答えいたします。

現在、岩出市に届出をいただいている区自治会の数は、令和3年2月末時点で389団体、加入世帯数は1万5,131世帯であり、加入率は64.02%となっております。一方で、未加入世帯数は8,504世帯となっております。

次に、2点目の未加入世帯に対する防犯対策であります。防犯対策において重要なのは、自分たちの住む地域の防犯情報を知ることであると考えます。そのため市では自治会への加入、未加入にかかわらず、市広報やウェブサイトを活用して防犯情報の提供を行うほか、市内で特殊詐欺が発生した場合など、緊急を要する場合は、防災行政無線による市内放送、さらに安心・安全メールを利用して、犯罪情報を迅速に発信しているところです。そのほか小中学生の登下校の時間帯や夜間において、青色防犯パトロールを実施するなど、犯罪を抑制するための活動を行っております。

次に、3点目の未加入世帯が増えると想定されるが、現在も含め、どのように加入世帯を増やしていくのかであります。市といたしましては、先ほどの防犯対策と同様に、地域における諸問題の解決や大規模災害発生時の共助などには、自治会を通じての地域の連携と取組が必要であると考えており、このことから転入者への自治会加入チラシの配布や市広報紙に自治会への加入を呼びかける記事を定期的に掲載するなど、引き続き加入促進のPRに努めているところでございます。

今後は、さらに市内の転居者に対して、自治会への加入案内を配布するなど、転居先での区自治会への加入促進のため、案内チラシを配布するなど、未加入世帯への加入促進に努めてまいります。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 2点目の高齢者世帯の粗大ごみの処理方法について、お答えいたします。

粗大ごみの収集は、春と秋の年2回実施しており、各区自治会内で取りまとめた上、代表者から収集依頼の申請を提出していただいているところです。なお、自治会が設立されていない場合は、事前にご相談をいただき、代表者を決めていただければ、粗大ごみの収集を行います。また、粗大ごみ収集期間以外の対応として、月曜日から金曜日の午前8時30分から正午まで、土曜日については午後3時まで、クリーンセンターにおいて持込みの粗大ごみを受け入れております。

自治会に加入されていない高齢者世帯で、粗大ごみを出すことが困難であるという相談には、近隣住民での助け合いや親戚縁者においての協力をお願いと、ふれあい収集での高齢者支援を行っております。

今後、本市においても高齢化が進むと考えられますが、近隣住民等による助け合いやふれあい収集において対応してまいりたいと考えています。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 2点目の防犯対策についてですが、どうしても自治会がないと、街灯の維持管理ができないというのであれば、ソーラータイプのLED街灯の設置はいかがでしょうか。電気代がかからず、電気の配線が不必要なため、設置工事が比較的安価に済む。また、環境に優れている。最大のメリットとしては、停電時も点灯しているので、災害時の避難移動等に活用できるなどがございます。

逆に、デメリットとしましては、電気を使用しないので、関西電力の電柱に取付けできない。また、ソーラーパネルの劣化、これは大体20年ぐらいいつと言われていたんですけども、などが上げられます。

以上のようなことを視野に入れながら、住民の皆様がお住まいの主要道路からでも、今後ソーラータイプの街灯に変更していくといったことをご検討いただけませんか。

また、粗大ごみの件ですが、登録されている自治会以外で粗大ごみを回収しているのは何件ぐらいございますか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問の1点目のソーラータイプの防犯灯は設置できないのかというところについてですが、設置基準では、電柱または電話柱または市が設置す

るポールに取付け可能なものとされており、ソーラーパネル式の防犯灯は対象外としております。

2点目の粗大ごみの回収を自治会組織以外で行っている件数は何件あるのかというご質問ですが、令和2年度第2回の粗大ごみ収集では、未登録の団体が97件であります。相談の際には自治会組織の設立や加入啓発を行っているところです。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 続きまして、3番目のICT教育についてです。

文部科学省のICTの活用の推進の中に、日常生活の様々な場面でICT、情報通信技術を用いることが当たり前になっている。子供たちは、情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくための基礎的な資質として、情報活用能力を身につけ、情報社会に対応していく力を備えることがますます重要となっています。

いわゆる情報活用能力が、言語などと同様に、学習の基盤となる資質、能力と位置づけられる教育課程全体で育成していくものとなりました。具体的には、ICT環境を適切に活用し、文字入力など情報手段の基本的な操作を習得する学習活動を充実することや小学校段階でのプログラミング教育を必須化するなど、小中高等学校を通じて、プログラミングに関する内容を充実しているとありました。

岩出市といたしましても、生徒1人1台のタブレットの整備は完了し、現在、教員に対し、使用方法等研修会も何度か実施済みとお伺いしております。私も長年の会社勤めで経験あるのですが、何せ新しいシステムが導入されますと、前向きに学習し、一日でも早くマスターして、より効率のよい仕事をしたいという社員と、今までの仕事のスタイルを変えられたくないという比較的消極的な社員とが存在しました。

このたびのICT活用の課題としましても、まさしく興味のある教員は、自ら学習し、能力を高める努力はすると思いますが、一方で、興味のない、比較的今までのスタイルを変えられたくないという教員は、そのまま置き去りになっていくのではないのでしょうか。その先には生徒たちの学力の差に大きく影響が出てくるのではないのでしょうか。個人の能力に任せるのではなく、どの世代の教員も同じように能力を高めていくために、現場のサポートをしていく必要があるのではないでしょう

か。

ここでご質問です。現在、どれぐらいの教師がどれぐらいのレベルまで活用できるようになっているのか。また、今後どのようにして教員がICTを活用して生徒に対し指導力を高めていくのかが1点。また、有害情報対策への取組はどのようにされているのか、2点お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 大上議員ご質問の3番目、ICT教育についてのご質問に一括してお答えいたします。

まず1点目についてであります。本市では、教育の情報化施策の統括的な推進及びICT環境整備の促進を目的として、岩出市教育情報化推進本部を設置しており、本市のICT教育に係る基本的な計画の策定のほか、教員のICT活用指導力の向上に関する事などについて、方針などを定めてございます。

教員のICT活用指導力の向上については、新学期からのタブレット等のICT機器を活用した授業の開始に向け、本部会で作成したメニューに基づき、1月15日から3月10日までの間、9回にわたって研修を重ねてまいりました。

岩出市立小中学校に教員が235名在籍している中で、どれぐらいの教員がどれぐらいのレベルまで活用できるのかというご質問については、教員個々のICT機器の活用能力については差があることは否めませんが、どれぐらいのレベルかと言われると、お答えしづらいところでございます。毎年実施しております文部科学省の教員のICT活用指導力チェックリストの集計結果と経過でお答えさせていただきます。

令和2年3月の実施結果では、校務にワープロソフト、表計算ソフトやプレゼンテーションソフトを活用できると答えた方が85.3%、授業でコンピュータや提示装置等を有効に活用できるは75.8%、児童生徒にコンピュータ等の基本的な操作技能を指導できると答えた方が76.5%でした。令和2年11月に1人1台パソコンに導入される新しいソフト等の情報を各学校に提供した直後の調査結果では、新しい機器やソフトの操作が未体験であることへの不安からか、自身の機器の活用に関しては3%、児童生徒への指導に関しては14%低下しております。

次回の調査は今月末に予定しておりますので、今後も3月と10月の年2回、チェックリストで教員の活用能力を把握し、また、教員の意見なども聞きながら研修を続けてまいりたいと考えております。

教育委員会では、令和3年度の岩出市学校教育の指導方針と重点に置いて、新学習指導要領の実施に向け、つきたい力を明確にした授業とICTを活用した効果的な指導を行うため、デジタルとアナログの併用を掲げており、ICTの活用については、できるだけ早く教員全員が使いこなすことができるよう、段階的に研修を続けてまいります。

次、2点目の有害情報対策への取組ですが、1つは、設置した機器の機能によって有害情報を防御したり、有害情報へ通信させなくしたりする方法と、もう一つは、情報モラル教育等により、児童生徒が有害情報に適切に対応できるようにするという方法の2つの面からの取組が必要になると考えております。

機器の機能という面では、今回整備しました校内無線LAN整備において、外部と学校との出入り口部分において、有害情報への通信やコンピュータウイルス等を検知し、防御する総合的な装置を設置しております。このような機能を用いて、基本的には有害情報への通信ができないように設定されています。

しかしながら、機器のシステムには限界があると考えており、情報モラル教育等により有害な情報を閲覧しに行かない、また偶然閲覧してしまった場合でも、その後、適切な対応が取れるように、学校において指導を続けてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 ICTを活用しての取組、どのように導入するかではなく、どう使うかが今後の課題だと思います。ICT教育化を成功させるには、教員に対する研修の充実を含めたサポート体制が必要であると思います。文科省では、この教育化を進めるに当たり、ICT支援員は不可欠な存在であると考えているから、2022年までに4校に1人の指導員を設置することを目指すとっております。

ICT支援員の主な仕事としまして、生徒と先生のICT教育支援、2点目に、学校運営と情報管理、3点目に、ICT環境の運営管理ということで、具体的には、細かくたくさんあるんですけども、現場で働く教師にとって、今後、非常に心強いサポーターであると思いますが、この支援員の早期導入についてご検討いただけませんか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

文部科学省の教育のICT化に向けた環境整備5か年計画において、ICT支援

員を4校に1人が目標と掲げられておりますが、支援員に依頼する業務ごとにスキルレベルが異なっておりまして、ICT支援員が全ての業務内容を遂行できるわけではありません。導入の際には、自治体として、ICT支援員にどのような業務を求めるのか、こういう部分を明確にして、適任者を採用するということが大切であると考えてございます。

今後、各学校におきまして、4月から機器を本格的に使用していく中で、教員が支援を必要とする内容、これについての的確に判断して、必要があれば導入を検討してまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、大上正春議員の3番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時55分から再開します。

休憩 (10時42分)

再開 (10時53分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告3番目、10番、玉田隆紀議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 10番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

今回は、ペットの環境対策について4点、ごみ減量化対策について2点、自治会等の公園対策について3点について、一般質問をいたします。

まず初めに、1番目のペットの環境対策についてですが、近年のペットブームにより大型施設店舗内や個人店舗などのペット店がよく見かけられるようになるとともに、ペットと散歩を楽しむ多くの市民の方たちを見かけております。私も愛犬家の一人ではありますが、散歩中にペットの排便処理等を守らない飼い主によるマナー違反で被害が出ているのも事実であります。ルールやマナーを守り、周りの方たちに迷惑をかけないように、飼い主は日頃より大切なペットにしつけをし、ペットにとっても、また飼い主にとっても過ごしやすい環境づくりが大切だと思います。

特に災害が発生したときは、自身や家族の安全確保が大切であります。ペット

の安全確保についても、ふだんから整えておく必要があると思います。十分な水や食料及びペット用のおむつのほか、常備薬等も用意し、避難所や避難ルートを確認しておく等、いざというときに慌てないように、ペットと同行避難できるよう、日頃からキャリーバッグやケージに入ることに慣れさせることが必要であります。

しかしながら、ペットと同行避難ができる体制が整えられない自治体が多いようで、同行避難の受入れが難しいと考えられる理由が、アレルギーの問題や他の避難者への理解、またスペースの問題や鳴き声等があるようであります。しかし、ペットは家族の一員であり、飼い主にとっては大切な命であります。当然、飼い主の皆様は同行避難ができない場合、余儀なく車中やテントでの避難生活を選択されることが予想されます。車中やテント等などの狭い場所での避難生活は、エコノミークラス症候群を引き起こす危険性があり、二次災害の危険性が考えられます。

さらなる被災者の負担軽減対策が必要だと考えることから、1点目、岩出市内の避難所におけるペットの対応策についてお聞きいたします。

2点目に、ペット用備蓄品の考えについてお聞きいたします。

次に、ペットブーム以外に、コロナ禍の影響で自宅時間が増加したことが影響し、ペットを求める人が増えたそうであります。しかし、ペットの環境にも高齢化が進んでいるようで、ある研究結果では、近年の傾向としては、犬の室内飼育が一般化しているようで、元来、活動的な動物である犬を室内飼育する場合、運動量が常に不足し、犬のストレスなどにもつながると考えられ、また、飼育者の側に注目すると、50代から60代の飼育者は全体の約48.64%を占めているようで、この調査自体が、20歳から69歳の男女個人を対象としているため、実際には高齢者層による飼育が、日本社会の少子高齢化現象の進行により想定され、それが原因で犬の運動不足が増え、若年層や壮年層においても、夫婦共稼ぎ世帯の増加、あるいは就業形態の多様化により犬の運動不足が予想されることから、犬を自由に遊ばせ、ストレス発散や運動不足解消させるための施設として、ドッグランに対する需要の増加が想定されているそうです。

市民の憩いの場としても必要だと考えることから、3点目の岩出市のペット登録数についてお聞きいたします。

4点目に、ドッグラン施設設置の考えについてお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 玉田議員ご質問の1番目、ペットの環境対策についての1点目、

避難所におけるペット対応策について、お答えいたします。

災害が発生し、自宅での生活が困難となり、避難所で生活することとなった場合、ペットとともに同行避難される場合が想定されます。避難所において、ペットは原則として屋外に設けられた所定のスペースで、ケージに入れ飼育することとなります。市といたしましても、ペットとの同行避難に備え、避難所運営マニュアルにペットに関する項目を記載するとともに、小中学校等の避難施設におけるペットスペースの事前想定などを行っております。

2点目のペット用備蓄品の考えについてお答えいたします。

現在、多種多様なペットが飼育されており、様々な物資などが必要と想定されることから、市としてペット用品を備蓄する考えはございませんが、市ウェブサイト等を通じ、飼い主各自で自身のペットに合った用品の備蓄をするよう啓発を実施しております。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の3点目、岩出市のペット登録数についてお答えします。

ペット登録数につきましては、狂犬病予防法第4条により、本市に畜犬登録されている犬は、第3四半期、令和2年12月末現在で2,794頭でございます。なお、ペットとして飼養されている猫やその他の小動物についての数は把握しておりません。

次に、4点目のドッグラン施設設置の考えはについてお答えします。

県内のドッグラン施設が備わった施設を調査した結果、民間の宿泊施設や飲食店などにドッグラン施設が併用されているケースが多く、現在のところ、市としてドッグラン施設設置の考えはございません。

○福山議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 ご答弁いただきました。まず1点目ですが、避難所におけるペット対策についてですが、同行避難できるということ自体も、結構知らない市民の方がおられると思うんです。ウェブサイトのほうで発信をさせていただいているんですけども、今後のさらなる啓発について、どのような考えがあるのか、教えていただきたいと思います。

次、2点目です。ドッグランの施設なんですけど、今回は設置する考えはないというご答弁をいただきました。和歌山市に1か所、河川敷にドッグランの設置をしているんですけど、これは当然、国の関係機関の了承も要る施設だとは思いますが、これ、県が設置をし、和歌山市が管理運営を行っているのか。もしそうであるなら

ば、岩出市から県に対して、こういった施設を設置してほしいという要望する考えがあるのかどうか、お聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 玉田議員の再質問にお答えいたします。

ペットとの同行避難についての市民への啓発ということですが、市民の皆様へは地域防災訓練における岩出保健所によるペットの災害対応PRの実施や市ウェブサイトにてペットとの同行避難について記事を掲載するなどし、啓発に努めているところでございます。今後につきましても、継続して啓発してまいりたいと考えてございます。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の紀の川河川敷のサイクリングロード沿いに設置しているドッグラン施設は、県の管理ですかというご質問なんですけども、ご質問のドッグランは、和歌山市公園緑地課が管理していると聞いております。

また、ドッグランを造る計画があるのかというところなんですけども、まず、ドッグランを造るには、造ろうとしている施設自体がどこの管理なのかにもよるんですけども、使用許可権者である管理者になるものと思われまして。

また、あと、ドッグラン施設の設置の計画が県にあるのかというところなんですけども、那賀振興局の建設部に問い合わせたところ、そのような計画はないというふうに聞いております。

それから、あと、市として要望していくのかというところなんですけども、まず、市が管理する施設に対して、市への要望というのは、現時点ではありません。また、設置の計画もありません。

○福山議長 総合保健福祉センター館長。

○山本総合保健福祉センター館長 玉田議員の再質問にお答えいたします。

県の施設に市が県のほうへ要望していくということも、今のところ計画はしてございません。

○福山議長 再々質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 先ほど聞いたんは、和歌山市の河川敷にあるドッグランの施設に関しては、県が設置をして、その後、管理については和歌山市さんがお願いしますねという話なのか、もしくは和歌山市独自で関係機関に要望して、和歌山市が出資して設

置をしたのか聞いていることで、もしも仮に、これが県が設置をしたという事業であるのであれば、当然、岩出市からも設置要望を出す考えがありますかという問いで、もしも、これと和歌山県がしてないのであれば、当然、和歌山県に要望できないので、それ自体がなくなるわけなので、その点を聞いているのと、あと、河川敷ではなくして、岩出市にはいろんな公園等もありますので、そこの設置という考え方もできますし、今後、幅広い意味で検討していく、また研究していくという考えがあるのかなのか、お聞きしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活環境課長。

○牧野生活環境課長 再々質問にお答えします。

再々質問の河川敷の県の紀の川敷の部分につきましては、サイクリングロードは県でございますが、このドッグラン施設については和歌山市の公園緑地課が管理していると伺っております。

市が要望してやっているというものでございます、和歌山市さんの。岩出市におきましては、当然、県、国の管理施設でございますので、設置の場合は市から要望して、市が設置するということになります、現在のところ、設置の計画はございません。

失礼しました。その他、岩出市内の施設につきましては、現在のところ、併せて考えはございません。

○福山議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 次に、2番目のごみ減量化対策についてお聞きいたします。

平成15年3月に岩出市一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみを出さない社会づくり、安定したリサイクル社会づくり、資源循環のための施設づくりを目標に掲げ、ごみ減量、リサイクル、最終処分量の達成に向け、各種施策を実施し、平成24年7月から可燃ごみの有料化が実施されました。

岩出市のごみの焼却残渣は、大阪湾で埋立処分している大阪湾フェニックス計画により、最終処分がなされております。岩出市に最終処分場の設置は不可能であると考え、今後、近畿県内の大阪湾フェニックス計画に賛同する地方自治体等の出資により、昭和57年3月1日に設立された大阪湾広域処理場を利用しなければならず、ごみの減量化は不可欠であることから、1点目、ごみの減量化の現状に

ついてお聞きいたします。

少子高齢化が進む現在、高齢者世帯や単身での高齢者にとっては、現在、無料配布していただいている45、30、20リットルのごみ袋では大きく、特に20リットル以下のごみ袋を希望する声を聞くことから、2点目の20リットル以下のごみ袋販売の考えについて、お聞きいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 2番目のごみの減量化対策についての1点目、ごみ減量化の現状についてお答えします。

ごみの減量化につきましては、これまでの本会議においてお答えさせていただいているとおりですが、家庭系可燃ごみは減少しておりますが、一方で、事業系可燃ごみと粗大ごみは増加しております。この要因は家庭系では、ごみの分別がされていることでの減少と、事業系では、事業所数の増加によるもの、また、粗大ごみについては、家庭内の家財整理が進んだ結果ではないかと見ております。

今後も引き続き、ごみ袋の実態調査見学会や環境出前講座など、見える啓発を実施することで、ごみ分別の周知徹底に取り組むとともに、事業所訪問や持込みごみに対する監視強化に努め、ごみの減量化に取り組んでまいります。

次に、2点目の20リットル以下のごみ袋販売についてにお答えします。

現在、本市における有料可燃ごみ袋のサイズは20リットル、30リットル、45リットルの3種類となっております。過去3年間の20リットルごみ袋の販売実績数は、平成29年度では60万4,794枚、平成30年度では64万5,397枚、令和元年度では68万7,146枚であり、平成29年度と令和元年度を比較しますと、13.6%上昇しており、20リットルのごみ袋の使用数は増加していると把握しております。

20リットル以下のごみ袋の販売については、市民の皆様の利便性を考慮するとともに、ごみ袋の総括取扱店である市商工会や取扱店舗への意見聴取を行い、また、将来推計使用数や他市町の状況も踏まえ、引き続き研究してまいりたいと考えております。

○福山議長 再質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 最後に、3番目の自治会等の公園対策についてですが、平成18年4月1日に市制施行が実現し、以降、発展を遂げている岩出市ではありますが、それと同時に、宅地開発も発展を遂げております。

しかし、一方で、高齢化が進む自治会や空き家が目立つ自治会等があるのも事実でございます。そのような自治会では様々な問題があり、将来的には自治会自体の存続も危惧されるのではないのでしょうか。子供がいない、高齢化が進む自治会では、公園の管理自体も負担が大きく、住民の方から、使っていない公園は広場や駐車場にしてほしいなど、様々なご意見をお聞きすることから、1点目、公園管理の現状についてお聞きいたします。

2点目の公園の新たな活用方法についてお聞きいたします。

自治会が発足されていない宅地の公園は、管理がおろそかで、ごみの不法投棄を招く原因や様々な危険性を招くおそれが予想されております。周りの住民の安心・安全の確保のためにも対応策が必要と考えることから、3点目、自治会がない公園の管理についてお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 玉田議員ご質問の3番目、自治会等の公園対策についてお答えいたします。まず1点目、3点目について、一括してお答えいたします。

公園管理の現状につきましては、岩出市都市公園条例に基づき、清掃や除草、樹木の剪定等、日常の維持管理を区自治会等が行い、公園施設の定期点検や修繕、高木等の伐採、ペンキ、除草剤等の原材料支給は市で行うこととしており、地域の皆様と一体となった協働作業を行っております。また、自治会が結成されていない場合においても、同様に、日常管理につきましては、地域の皆様において行っていたいております。

次に2点目、公園の新たな活用方法についてですが、一時避難所としての活用や高齢者の利用増進など、公園に求められる機能が多様化する中、社会情勢や市民ニーズを把握し、利用効果と安全性を考えた既存公園の機能充実に取り組んでまいります。

○福山議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 今ご答弁いただきました。高齢化が進んでいる自治会では、本当に公園が全く利用されていないという現状があります。当然、公園の遊具についても老朽

化が進んで、逆に危険性を招くおそれがあるという、例えば、住民自治会から、遊具を撤去してほしいという要望があれば、それを撤去することは可能なかどうか、お聞かせください。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えいたします。

遊具の撤去についてですが、今後、使用の見込みが低い遊具に関しましては、点検結果や耐用年数を勘案した上で、自治会の総意の上、撤去することは可能ですが、その後、期間を置いて、再度の新設は行っていませんので、撤去の際は自治会において十分協議を行っていただく必要がございます。

○福山議長 再々質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 今ご答弁で、撤去するのは可能である。ただ、撤去した後は、再度そういう遊具を設置するというのはできないというご答弁であります。遊具を撤去していただいた後、公園を一時避難所のほか、防災面でどのような活用方法が考えられるのか、お聞かせ願います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再々質問にお答えいたします。

防災面の活用方法についてですが、自治会等での防災倉庫の設置などが考えられます。

○福山議長 これで、玉田隆紀議員の3番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

通告4番目、5番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 5番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で、1番目として、新型コロナウイルスワクチン接種体制について3点、2番目に、自殺予防対策について2点、3番目に、下水道事業について3点、質問させていただきます。

まず最初に、新型コロナウイルスワクチン接種体制についてです。

世界中が新型コロナウイルス感染症の拡大で不安な中、いよいよワクチン接種が我が国でも開始されました。医療従事者に対する先行接種の後、4月12日以降から

は、重症化のリスクの高い65歳以上の高齢者を対象に、その後は持病のある人を優先的に接種が始まります。

本市でもプロジェクトチームを組み、安全に円滑に接種を行えるよう、会場の確保、3密を避ける工夫、医師会との調整、ワクチンの管理方法、接種券・予診券の発行、接種相談窓口、コールセンターの開設、また、接種会場への交通手段の手配等、職員の方々には、通常の業務に加え、大変ご苦勞をいただいておりますが、かつてない国民的大事業と捉え、コロナ収束の鍵を握るワクチンが希望者の元に届くよう、万全を期していただけますようお願いしたいと思います。

さて、厚労省は、障害者に対し、新型コロナワクチンの円滑な接種が実施されるためには、障害特性に応じた合理的配慮の提供が必要と考えられると報じています。例えば、聴覚障害の方がワクチン接種のことで何か知りたいことがあった場合、コールセンターでは電話での対応となりますが、聴覚に障害のある方にとっては、電話での問合せはできにくく、また、予診表はあらかじめ提出していても、医師からの問いかけに対しては聞き取りができてにくいのであります。あるいは視覚障害の方宛てに接種券や予診表が届いても、他の封書と紛らわしかったり、文字が小さいと読みにくいという場合も考えられます。

そこで1点目、障害者への情報周知や相談体制について、どのような配慮を提供されるのか、お聞きいたします。

次に、このワクチンは2回接種するというところで、接種日時や次の接種時期の間隔等で接種記録が重要になってくると思いますが、政府は国を挙げて、コロナワクチン接種を始めるに当たり、ワクチン接種記録システムを開発し、自治体に導入するよう協力依頼をしていると聞きました。自治体が導入すると、どのようなメリットがあるのでしょうか。

また、3点目として、本市ではワクチン接種記録システム導入の考えについていかがでしょうか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 奥田議員ご質問の1番目、新型コロナウイルスワクチン接種体制についての1点目、障害者への情報周知や相談体制はにつきましては、65歳以上の高齢者の方に、新型コロナウイルスワクチン接種に係る接種券及び案内文等を4月上旬に送付する予定です。

市としましては、接種券発送と並行して、コールセンターを設置し、予約や問合

せ、相談等に対応いたします。コールセンターでの対応が難しい障害者等の方につきましては、市役所保険年金課での窓口、または電話、もしくはファクシミリによる対応を考えております。また、定期的に市広報紙に関係記事を掲載するとともに、随時必要な情報を市ウェブサイトに掲載する予定です。

続いて、2点目、接種記録システムの導入によるメリットはにつきましては、ワクチン接種記録システムは、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に当たり、自治体が接種の状況を逐次把握することを支援するため、国が開発しているシステムです。ワクチン接種の際に、接種者の情報を国から配布されるタブレット端末等で読み取ることで、住民一人一人の接種情報が接種記録システムに登録されます。

メリットとしましては、接種記録システムにアクセスすることにより、住民の住所地外での接種状況も含め、逐次で接種情報を把握することが可能となります。また、他の住所地からの転入者も含め、住民からのワクチン接種に関する問合せへの対応が可能となります。

続いて、3点目、接種記録システム導入の考えはにつきましては、このシステムは国が推進しており、2点目で述べましたとおり、メリットを有し、接種券の紛失時や接種回数の確認、対象者の転入に伴う照会等、活用が見込めることから、導入を考えております。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 4月には65歳以上の高齢者が対象で、コロナワクチンの接種が始まるわけですが、第一陣、第二陣と順番に接種券を発送する、その対象者はどのようにして決めていくのか、お聞きいたします。

また、新型コロナウイルスのワクチン接種の予約については、コールセンターへの電話だけでなく、市のウェブサイトでも予約ができるのか、また、それ以外にも予約の方法があるのかをお聞きいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 65歳以上の方の高齢者のワクチン接種が第一陣として始まるわけですが、その後、64歳以下16歳以上の方に対して全員に接種券を発送していきます。また、コールセンターへの電話だけではなく、市ウェブサイトでも予約はできるのかというお問合せですが、先ほども答弁させていただきましたとおり、コールセンターでの対応が難しい障害者等の方につきましては、市役所保険年金課で

の窓口、または電話、もしくはファクシミリによる対応を考えており、現時点では市のウェブサイトでの予約というのは考えてはおりません。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目の質問です。

自殺予防対策について、2点質問させていただきます。

3月は、自殺対策強化月間です。世界保健機関によりますと、日本は、主要先進7か国、いわゆるG7、日本、フランス、アメリカ、ドイツ、カナダ、イギリス、イタリアの中で最も自殺死亡率、これは人口10万人当たりの自殺者数ですけども、この自殺死亡率が高いとのこと。

日本では、平成10年、1998年に自殺者が3万人を超え、そのまま14年連続して年間3万人超えが続きました。自殺者が3万人を超えるような事態が続く中、自殺対策基本法が施行され、平成28年には自殺対策基本法の改正により、全ての都道府県及び市町村が地域自殺対策計画を策定することが決まりました。その後、徐々に自殺者数は減少してきておりますが、いまだに毎年2万人を超える方々が自殺をしていると報告されております。

本市においても、誰も自殺に追い込まれることのない岩出市を目指して、岩出市自殺対策計画を策定しておられます。

そこで、まず1点目、本市における近年の自殺者の傾向は、人数、性別、年齢を教えてください。年齢につきましては、年代別で結構です。

2点目としまして、自殺予防対策の取組について教えてください。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の2番目の自殺予防対策についての1点目、本市における近年の自殺者の傾向はについてですが、厚生労働省の地域における自殺の基礎資料によりますと、住居地が岩出市の方においては、平成29年、9名、平成30年、6名、令和元年、7名の方がお亡くなりになっております。計22名のうち、性別については、男性が12名、女性が10名です。年齢につきましては、年代別でお答えしますと、20歳未満がゼロ%、20歳代が4%、30歳代が23%、40歳代が23%、50歳代が

18%、60歳代が14%、70歳代が18%、80歳以上がゼロ%となっており、30歳代と40歳代が一番多くなっています。

2点目の自殺予防対策の取組はについてですが、岩出市自殺対策計画に基づき自殺対策を進めているところです。関係機関及び民間団体等の相互の密接な連携を確保し、自殺対策を総合的かつ効率的に推進するため、岩出市自殺対策連絡協議会を開催し、自殺の現状や自殺対策計画の評価検証を行うとともに、情報交換や意見交換も行っています。また、自殺リスクが高まる恐れのある人は、安心して生きられるように、精神保健の視点だけでなく、社会的、経済的な視点を含む包括的な取組を実施するため、高齢者や生活困窮者等への対策をはじめとする本市の自殺対策の一翼を担っている関連の部署と連携し、総合的かつ効果的に推進しています。

担当課の取組としては、毎年9月10日から16日の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に集中的に啓発活動を行っています。広報紙に啓発記事を掲載、公共施設にのぼり旗の掲揚、自殺予防週間中は、地域福祉課窓口で啓発コーナーを設置し、啓発物資やチラシの配布等を行っています。3月の自殺対策強化月間は、岩出図書館において、関連図書やパネルの展示、パンフレットや啓発物資の配布をするとともに、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人を養成するゲートキーパー養成講座の開催、自殺予防映画上映会の開催など、重点的に啓発活動を行っています。

また、行政機関や専門機関を一括して掲載した生きる支援相談窓口一覧の配布や、厚生労働省のウェブサイトにある悩み相談窓口の周知も行っています。今後も引き続き、自殺予防対策の周知・啓発に努め、関係機関との連携・協働を行い適切な支援につなげてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 先日、本市の主催するゲートキーパー養成講座に参加させていただきました。このゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ることのできる人で、命の門番とも位置づけられる人のことであると教えていただきました。また、講師の森崎高野山大学の准教授は、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して孤立・孤独を防ぎ、支援することが重要で、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが、自殺対策につながると話しておられました。大変ためになる講義で、受けてよかったと感じております。

そこでお伺いいたします。本市では、これまでにこのゲートキーパー養成講座を何人の方が受けておられますか。また、ゲートキーパー養成の目標数についてお伺いいたします。

あと1点、本市では、幸いなことに小中学生の自殺は報告されておりませんが、厚労省の発表によりますと、2020年において、全国では小学生が14人、中学生は136人の方が自殺によって亡くなっています。本市では、小中学生に対して自殺予防策はされておりますか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問にお答えします。本市では、これまでにゲートキーパー養成講座を何人の方が受けているのか、また、ゲートキーパーの養成目標数についてなんですが、本市では、平成30年度からゲートキーパーの養成に取り組んでいます。平成30年度は、民生委員・児童委員と地域見守り協力員の方を対象として開催し、73名の方が受講しています。令和元年度は、令和2年3月にケアマネジャーを対象として開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症予防のため中止としました。本年度、令和2年度については、一般の方を対象として22名の方に、計95名の受講をいただいております。

なお、ゲートキーパーの養成目標数についてですが、平成31年3月に策定した岩出市自殺対策計画において、年50人の方の養成を評価指標として設定しております。

再質問の2点目の小中学生に対しての自殺対策はされておりますかというところなんですが、小中学校の児童生徒への啓発につきましては、令和元年度から小中学生を対象とした各種相談先を掲載したチラシを配布しています。令和元年度は、長期休暇の夏休み前、今年度は、新型コロナウイルス感染症による長期間の休校明けに配布しています。真に相談したい内容について、その担当窓口につながるよう、引き続き多様な情報手段を活用しながら、相談窓口の周知を図ってまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 次に、下水道事業について、3点質問を行います。

本市の下水道事業は、平成20年に供用開始してから、既に12年が経過しております。

すが、当初計画どおり工事が進められていると聞いております。本市では、新型コロナウイルス感染症対策等により、厳しい財政状況下であると認識しておりますが、公共下水道の整備は、都市基盤整備になくてはならないものであり、公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質保全に役立つため、効率よく整備を行う重要性を感じております。市長の施政方針でもございましたが、令和3年度で55ヘクタールの整備が進められるとのことでした。

そこでお伺いいたします。1点目、本市において、現在の下水道の進捗状況をお聞きいたします。

2点目に、最近、公共下水道事業は多額の費用を要し、財政を圧迫するため、合併浄化槽で整備すべきであると報道等で取り上げられ、賛否が論じられていました。まだ下水道が整備されていない地域もありますが、このまま事業を進めていくとした場合、今後の事業計画についてお伺いいたします。

3点目に、今年は東日本大震災が発生して10年目となり、最近では、本市においても余震が度々発生している状況で、避難所における災害用マンホールトイレは重要な役割を果たすものと考えています。

本市では、現在、避難所へマンホールトイレの設置が順次整備されつつあります。いざ大規模災害が発生した場合の指定避難所において、市民の安心につながるのはトイレです。特に大規模災害に直面した後、困るのがトイレの問題だと言われております。

被災から3時間以内にトイレに行きたくなった人の割合は30%、6時間以内では約70%と報道されておりました。排せつは我慢できないため、災害時は簡単で衛生的なトイレの整備が急務です。

そこでお伺いいたします。市長の施政方針にもありましたが、今年度、山崎北小学校と総合保健福祉センター（あいあいセンター）に設置するとのことですが、本市におけるマンホールトイレの設置状況と今後の設置予定についてお伺いいたします。また、マンホールトイレの設置には、かなりの費用がかかると聞いておりますが、どのくらいの費用が必要となるのか、併せてお伺いいたします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○梅田上下水道局長 3点目の下水道事業についての1点目についてお答えいたします。

下水道事業の進捗状況についてでございますが、岩出市では、住みやすい魅力あ

るまちをつくるため、生活環境の改善や紀の川等の公共用水域の水質保全に不可欠な下水道の整備を積極的に進めております。

平成13年度に事業着手し、現在、計画人口5万3,200人、市内1,420ヘクタールを全体計画面積として、第5期事業認可区域897ヘクタールを令和5年度末の完成を目指して整備を進めております。令和2年度の工事が進みますと、784ヘクタールが整備済みとなる見込みです。また、令和3年2月末現在では、659ヘクタールが供用開始され、人口普及率は48.8%となり、2万6,361の方が下水道を使えるようになっております。なお、接続率は60.0%で、1万5,819の方に下水道をご利用いただいております。

次に2点目、今後の事業計画についてでございますが、全体計画面積1,420ヘクタールを令和12年度の完成を目指し、令和3年度は55ヘクタールの整備を実施し、839ヘクタールが整備済みとなり、人口普及率は53.3%となる見込みです。また、令和3年3月12日に第6期事業計画区域として206ヘクタールの拡大を行い、令和9年度までに1,103ヘクタールを整備する計画としております。

なお、第6期事業計画区域の詳細につきましては、市広報やウェブサイトに掲載いたします。また、工事が完了し、下水道が使えるようになりましたら、各ご家庭にお知らせをさせていただきます。

下水道整備には多額の事業費が必要となります。今後、新型コロナウイルス感染症に伴う財政への影響や接続が進まない状況によっては、目標年次の見直しが必要となりますが、事業の平準化を図り、計画的に整備を進めてまいります。

3点目の災害用マンホールの設置状況についてでございますが、国土交通省が策定したマンホールトイレ整備運用のためのガイドランに基づき整備を進めております。市では、地域防災計画で避難施設、中長期間避難所となっている12か所に災害用マンホールトイレを設置する計画です。

なお、マンホールトイレを設置する費用は、現場条件により異なりますが、1か所当たり約1,000万円を必要とします。

令和2年度末では9か所の設置が完了し、令和3年度に総合保健福祉センター及び山崎北小学校の2か所に設置し、令和3年度末で11か所の整備が完了となる予定です。残る1か所の岩出小学校につきましては、第6期事業認可区域となりますので、令和9年度までに整備する計画としております。

以上でございますが、少しお時間をいただきたいと思います。

私ごとではございますが、令和3年3月31日をもちまして定年退職することにな

り、今期の議会が最後となりますので、一言ご挨拶申し上げます。

37年間の公務員生活でありましたが、とりわけ下水道事業には、平成13年度の事業着手から携わり、処理場の用地買収から公共下水道の整備まで、多難な道のりではありましたが、議員の皆様方のご理解とご協力をいただき、また、数々のご指導、ご鞭撻をいただきましたことで、岩出市のまちづくりに、微力ではありますが、貢献できたと思います。大変ありがとうございました。心から感謝いたします。

皆様方のますますのご活躍と健勝をお祈りいたします。また、退任の挨拶の機会をいただき、感謝申し上げます。これまで本当にありがとうございました。

○福山議長 再質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時50分)

再開 (13時14分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告5番目、6番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

尾和正之議員。

○尾和議員 6番、尾和正之でございます。議会での第一声としまして、申し上げたいことがございます。

世の中がコロナ禍のその対策に携わる全ての皆様に、連日連夜奮闘されておられることを心から感謝と敬意を表させていただきたいと思っております。

そして、初めての一般質問、市民の声を届けさせていただくのに、緊張と使命感で心が高ぶっております。市民の皆様や諸先輩方にお聞き苦しい点もあるかもしれませんが、何とぞご容赦のほど、よろしく願い申し上げます。

また、私の決意にご支援、ご協力いただいた皆様に感謝申し上げ、活動中にいただいた皆様のお声を市政に届けてまいります。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問を行います。今回2点にわたって一般質問を行います。

まず初めに、香害・化学物質過敏症についてご質問します。

最初に、私がこの病気を認識したのは半年ぐらい前であります。内科の先生と話す中で、1冊の本と1枚のビラをいただきました。本は26ページほどの誰もが親しみを持てる啓発の冊子で、ビラは悲しげな子供の女の子が印象的なビラであり、そこには、助けてください、私も娘もこれまで普通に暮らしていたのに、まさかというのが実感です。香害から化学物質過敏症は、誰もが突然かかる病気であることを理解してほしいというものであります。

先生は、長年、この病気と向き合い、周知し、岩出市民の患者を診察してきたそうです。その中で、最近、この化学物質過敏症で苦しんでいる子供や大人が増えていくことを聞き、原因の1つとして、野焼きの問題を話していただきました。そのことで行政にも電話相談したとも話していました。このことが最初に認識した出来事であります。

その後、本、ネット等で認識、検索した化学物質過敏症とは、何らかの化学物質に大量に暴露したり、暴露とは化学物質を浴びることであり、微量でも繰り返し暴露した後に発症する身体症状である。2009年に病名登録されたと記載されていましたが、1993年には、「あなたも化学物質過敏症？－暮らしにひそむ環境汚染」と題した本が、東京と名古屋の医師の下、発行されております。

なぜ、今回初議席の一般質問でこの問題を取り上げたかといいますと、1か月前に、岩出市民の方から、ぜひ知っていただきたい病気がありますと、相談を受けたからであります。その病名こそ、以前、内科の先生からお伺いしていた化学物質過敏症だったからであります。

この問題を市民からの声として、初期、中期、長期にわたり取り組んでまいります。

そこで質問ですが、1点目として、市政運営をよりよくするために、市民からの相談で得られた情報はとても大切だと考えておりますが、これまでの相談件数と症状が類似した相談件数は、また相談内容についてお答えください。

2点目としまして、市民の皆様にご知っていただくため、化学物質過敏症とシックハウス症候群の違いについてご説明ください。また、担当課の窓口はどこになりますか。今現在、受付カウンター等への化学物質過敏症のパフレットの設置はどうなっていますか。

3点目としまして、化学物質過敏症の周知・啓発の具体的な対策についてお答えください。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

- 松尾生活福祉部長 尾和議員ご質問の1番目、香害・化学物質過敏症についての1点目、市民からの相談で得られた情報についての1、これまでの相談件数、症状が類似した件数についてお答えいたします。

香害とは、香りの害と書き、合成洗剤や柔軟剤、化粧品などに含まれる合成香料によって、不快感や健康被害が生じることを言います。また、化学物質過敏症とは、合成洗剤のほか、建材や農薬等の微量の化学物質に敏感に反応し、頭痛や目まい等の症状が発生するものです。

これらの症状により、市に寄せられた相談につきましては、平成30年度、1名、延べ1件、令和元年度、2名、延べ4件、令和2年度、1名、延べ4件となっております。なお、症状が類似した相談につきましては、ございませんでした。

次に2、相談内容についてですが、洗剤や農薬により症状が出て苦しんでいる人がいることを周知してほしい、近隣の人々の理解が得られない、この症状を診断できる医師や病院が近辺にない、化学物質が含まれている洗剤を使わないよう周知してほしいなどの相談がありました。

続いて2点目、シックハウス症候群との違いについての1、担当課の窓口はどこかについてですが、生活福祉部保険年金課で担当しております。

なお、シックハウス症候群とは、住宅の高気密化や化学物質を放散する建材の使用等に伴い、新築・改築後の住宅やビルにおいて、化学物質による室内空気汚染等に反応して生じる体調不良を言います。これに対し、化学物質過敏症は、先ほども述べましたとおり、建材だけでなく、農薬、化粧品等、身の回りにある様々な化学物質に反応し、健康被害の症状が現れるものです。シックハウス症候群とは異なり、発症等のメカニズムには未解明な部分があります。

次に2、受付カウンター等への化学物質過敏症のパンフレットなどの設置はについてですが、他の自治体の動向を見ながら研究してまいります。

次に3点目、周知・啓発の具体的な取組はについてですが、市では広報紙及びウェブサイトにおきまして、化学物質過敏症について記事を掲載し、住民の理解を得られるよう周知・啓発を図っております。

- 福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

- 尾和議員 再質問で、令和元年第2回定例会の一般質問で、市の答弁でお答えいただいた周知・啓発に関する内容で、具体的に実行された周知・啓発活動をお答えく

ださい。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 尾和議員の再質問、具体的に化学物質過敏症についての取組ということであったかと思えますけれども、まず、広報いわでへの記事の掲載につきまして、令和元年9月号、また令和2年、同じく9月号に、化学物質過敏症についての説明記事を掲載しております。また、ウェブサイトにおきましては、令和2年度におきまして、化学物質過敏症についての説明記事を掲載しております。

以上です。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、2番目の市立図書館についてご質問します。

岩出市には、岩出図書館と分館、分室、駅前ライブラリー、総合保健福祉センター図書室、中央公民館図書室、上岩出地区公民館図書室の5つの施設があります。岩出市立岩出図書館ホームページには、その利用内容や本の検索、各種イベント、活動など、様々な目的で、案内、掲載できるサイトとなっております。このウェブサイトに関しましては、いろいろな意見があることは承知していますが、より改善とサービス向上を目指す目的で質問させていただきます。

岩出市民の皆様から、なぜ図書館で勉強できないのかという意見や図書館で勉強できるようにとの要望の声も多く寄せられているからです。隣の自治体は、できるのにとの声が多く、それでは行政サービスの低下と見られても仕方ありません。

そこで質問ですが、1点目として、ホームページの中にある図書館よくある質問コーナーを分析することで、市民が望むサービスが見えてくると思います。これまでの相談件数、分析はできているのか。特に市民の声から自習がしたいと聞く、コーナーにある質問11、図書館に自習室はありますか、図書館で自習勉強はできないのですかとあるが、この質問に対する相談件数、また分析はできているのでしょうか、お答えください。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 尾和議員ご質問の2番目、市立図書館について、一括してお答えいたします。

図書館よくある質問コーナーに掲載している項目については、図書館に来館される方の円滑な利用を目的に、基本的なことを掲載しているものであり、相談件数が多い項目というわけではなく、図書館として、利用者に事前にお知らせしておきたい項目が主なものとなっています。

その中でも自習室に対する質問、意見につきましては、平成18年4月1日の開館時から令和3年2月末までの間、岩出図書館で直接お聞きした件数が15件、市政懇談会では5件、インターネット意見箱では15件の計35件となっており、要望が多いことは認識しておりますが、岩出図書館では自習室を設置しておりませんので、自分の問題集や参考書などを持ち込んでの勉強は禁止とさせていただきますが、図書館の資料を利用して勉強することは可能としてございます。

図書館とは、図書館法により社会教育施設の1つとして規定されており、図書館の定義は、図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設とされており、自習ということについては、特に規定はされておきませんが、それぞれの図書館の運用状況の中で判断されておきまして、自習ができる図書館は一定の空間や学習する場所がある場合は自習禁止とせず、入館者数の増につながっている場合があります。

また、自習ができない図書館は、来館者が多く、自習を制限しないと、一日中満席になるなど、ほかの利用者が一方的に迷惑を被ることになる場合もあり、図書館は小さい子供から高齢者まで幅広くサービスを提供する場所であり、特定の集団が占拠するような事態は好ましくないとされております。

岩出図書館は、公共図書館という位置づけの中で、来館者がゆったりと図書等に親しんでいただく時間を優先しており、迷惑のかかる事態は避けるべきと考えており、自習については禁止としてございます。

なお、児童生徒の学習する場所としては、各地区公民館に学習支援ルーム及び岩出図書館の分室であります中央公民館図書室で学習をしていただいております。

○福山議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 再質問を行います。

ウェブサイト上の図書館よくある質問コーナーで、質問11のところに、平成27年

7月に中央公民館図書室に自習室を設けましたとありますので、今後、市民の声が多くなれば改善していく考えと、また再度質問することになりますが、岩出図書館での勉強ができるか、もう一度お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

市民のニーズを分析してということですが、もちろん利用者のニーズを把握するという事は重要なことでありまして、改善に係る1つの根拠となると、このように考えております。

これまでも利用者ニーズに基づきまして、図書の貸出対象者の拡大であるとか、貸出冊数、貸出期間の変更、休館日の変更、特別整理期間の短縮、いろいろと利用者の利便性の向上に取り組んできたところでありますが、現状の図書館施設の中で、自習室をつくるということになりますと、これハードの面となってまいります。図書館の敷地全体の抜本的な問題ということになりますので、現在のところ、自習の場ということについては、分室及び地区公民館とし、対応させていただきます。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

通告6番目、14番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 14番、増田浩二、議長の許可により、通告に基づき一般質問を行います。

ただ、発言との関係で、マスクを外させていただいて質問させていただきたいと思うんですが、許可いただけるでしょうか。

○福山議長 はい、許可します。

○増田議員 今議会では、新型コロナが続く中で、市民への支援策を求める各種施策の取組について、根来小学校における新運動場トイレの設置について、最後に、根来区に計画されている産業廃棄物処理施設への岩出市としての見解について、この3点について一般質問を行います。当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず1点目の新型コロナにおける施策についてであります。昨年3月にこの新型コロナが発生して、全世界規模で感染拡大が広がり、大都市圏で緊急事態宣言も発令されておりますが、岩出市においても保育所での感染や地域でのクラスター発生

などの事例も起きてきています。

このような中で、今年度の一般会計の当初予算でも、市民の所得の低下、経済活動の低下を表す、こういう状況も生まれてきています。このようなときにこそ、地方自治体としての役割、市民の命と暮らしを守る手だてや取組が求められてきています。しかしながら、今年度予算においては、市民の暮らしの向上や経済的負担を支援する市民に役立つ新しい施策は見当たりませんでした。それどころか、今年度当初予算に各種の施策を積極的に行わずに、2億3,000万円も予備費対応とする、こういうことすら行われてきています。予備費の活用、財政調整基金の取崩しを行い、市民生活への各種施策に取り組むことこそ、岩出市に求められているのではないのでしょうか。

以下、市民施策として、5つの点について見解を求めるものであります。

まず、第1点目として、現時点において、市民生活がどのような実態にあると市は認識をしているのか。市として、新型コロナ禍における影響、市民生活状況はどう認識しているのかについて、まずお聞きをします。

2点目として、水道料金の減免施策が、今年1月まで行われてきました。しかし、市民生活が苦しいにもかかわらず、1月で打ち切る対応が取られました。市民の命の水である水道に対して、今年度も減免施策が求められていると考えます。今年度も水道料金への減免施策の実施を行う考えはないのかという点、この点をお聞きします。

3点目として、和歌山県内においても、学校給食費の軽減を行っている自治体が生まれてきています。高野町、広川町、すさみ町、太地町、古座川町、北山村をはじめ、市段階では海南市でも学校給食費への負担軽減策に取り組まれてきています。岩出市においても、子供を持つ親への学校給食費への負担軽減策の実施を考える気はないのかどうか。学校給食費への支援策を求めます。

4点目として、昨年度の敬老会において、お弁当の配布以外にクーポン券の配布も行われました。岩出市内の飲食店をはじめとした支援策が行われてきましたが、今年度限りで、来年度からはこれまでと同じ敬老会方式で行って、クーポン券配布の考えはありませんと、こういう考えを示しています。高齢者や飲食店関係者からも、このクーポン券配布、今後も続けて行ってほしい、こういう声を私はたくさん聞いてきています。私は、今年9月に行われる敬老会でも、引き続き昨年と同じようなこういう制度の実施を行ってほしいと、こういうように思うんです。市として、今年度の敬老会での取組、これ引き続いて行っていく、こういう考えはないのかど

うか、この点もお聞きをしたいと思います。

5点目に、新型コロナ対策の、まさに子育て支援策の一環として、昨年5月31日までに母子手帳の保持者に対して、給付金施策が行われました。しかし、同じ年に生まれた子供なのに、給付金をもらえる家庭ともらえない家庭を生じる状況がつけられました。岩出市において安心して子育てできる支援策、こういうものを考えてはどうかと思うんです。子供が生まれた家庭に対してのお祝い金制度、こういうものを考えてはどうなのか。市当局は、生き生きと魅力にあふれたまちづくりを目指している、こういうことを常々言われていますが、少子化対策の一助にもなると考えます。子供が生まれた家庭への施策についての考え、これをお聞きしたいと思います。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員ご質問の新型コロナ禍が続く中、市民への支援策をについてお答えをいたします。

新型コロナウイルスによる影響についてであります。新型コロナウイルス感染症については、これまで様々な対策を講じてまいりましたが、現在のところ、感染をゼロにすることは現実的ではなく、共存していかざるを得ないものと認識しております。

そのためにも、引き続き市民皆さんとともに、感染拡大防止に取り組むとともに、正確な情報を発信し、正しい行動を促すことによって、社会経済活動を維持してまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済情勢が悪化し、本市の税収の減少が見込まれ、大変深刻な影響を及ぼすのではないかと憂慮しているところであります。そのため地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源が確保されるよう、国、県に対し、あらゆる機会を捉まえ、働きかけてまいりたいと考えております。

今後も国の交付金などの動向には注意を払うとともに、限られた財源の中、市民への効果を考慮した上で、優先順位をつけて事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、本市の新型コロナウイルス感染症対策に係る経済対策については、雇用調整助成金、持続可能給付金、特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金など、国により様々な支援策が講じられてきました。また、市においては、国や県が行う支援策がない場合、または不足する部分を中心に、限られた財源の中で支援を行う

など、市独自の対策をこれまでも支援してきたところであり、令和3年度における支援策につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方臨時交付金の第3次交付分の詳細が不明であったため、また、感染状況が不透明であることから、予備費に新型コロナウイルス対応費用を計上しております。

市といたしましては、厳しい財政状況の中、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る必要があるため、引き続き国や県の動向を注視しながら、必要な対応策について検討してまいります。

なお、予備費については、本会議等の質疑で増田議員にお答えしたとおり、緊急での追加の経済対策などが必要であると判断した場合には、予備費にて支援策を実施したいと考えております。

市における主な支援対策事業につきましては、本市独自の新型コロナウイルス感染症対策事業の1次分の主なものとして、水道基本料金の免除1億6,493万円、敬老事業870万6,000円、独り親家庭等応援給付金1,455万7,000円、妊婦応援給付金2,909万円、事業所支援給付金1億1,760万円などの支援策を実施しています。

また、2次分の主なものとして、障害福祉、介護サービスの事業所感染予防対策支援事業1,193万8,000円、保育従事者特別給付金994万1,000円、プレミアム付商品券事業9,300万円などの支援策を実施しており、事業費総額は10億1,471万6,000円となり、様々な支援策を実施してまいりました。

今後の施策につきましては、先ほども答弁いたしました但、国や県の支援策の動向を踏まえながら、適宜対応するとともに、緊急で深刻な影響が予想される場合には、新たな支援策を予備費で実施したいと考えております。

その他のご質問につきましては、担当部長から答弁をさせます。

○福山議長 上下水道局理事。

○黒井上下水道局理事 増田議員ご質問の2点目、水道料金の減免施策は1月で打ち切られたが、今年度も実施をにお答えいたします。

水道事業は、地方公営企業法に基づき、独立採算で経営を行っており、今後、水道施設の更新に多額の費用がかかることから、計画的な老朽施設の更新を行い、持続可能な水道事業を実現していくことが、公共の福祉を増進するものと考えております。

なお、今後の水道事業の見通しといたしましては、開発による加入分担金や施設分担金の収入がなければ経営が厳しくなり、水道施設の更新事業に伴い、水道料金の値上げや企業債の借入れによる資金確保が必要になるので、上下水道局として、

水道料金の減免施策は考えておりません。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 ご質問の3点目、学校給食費の負担軽減についてお答えいたします。

学校給食費については、学校給食法において、施設整備費、修繕費、人件費については設置者の負担とし、それ以外の経費である食材費については保護者の負担とすると規定されております。法律の定めに基づき運用しており、市単独での軽減措置や無償化については考えておりません。

なお、コロナ禍において収入が減少した家庭への対応としまして、就学援助制度がございますので、申請受付期間を延長して対応してございます。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 ご質問の4点目と5点目について、一括してお答えいたします。

まず、4点目の敬老会でのクーポン券配布は昨年限りと報告されたが、今年度も実施をについてでございますが、新型コロナウイルスの感染状況にもよりますが、現在のところ、令和3年度敬老会については実施する予定としているため、クーポン券の配布は考えておりません。

次に、5点目の子供が生まれた家庭へのお祝い金の制度についてお答えいたします。昨年、国民1人当たり10万円を給付する国の特別定額給付金の制度がございましたが、この制度が令和2年4月27日を基準日としており、翌4月28日以降に生まれる新生児は、支給対象になっておりませんでした。そこで、特別定額給付金の支給基準日の翌日以降に出産する子供を妊娠している妊婦さんに対して、感染予防対策として使っていただけるように、妊婦応援給付金の支給をいたしました。妊婦応援給付金は、このような経緯で実施した事業ですので、改めて子供が生まれた家庭へのお祝い金について制度化する考えはございません。

子育て支援制度としては、従来から児童手当がございますが、今般、令和3年3月16日付で厚生労働省から新たに支援策として、子育て世帯生活支援特別給付金において、児童1人当たり、一律5万円を支給することとなっております。

なお、詳細が決まり次第、早急に対応してまいります。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 1点目の部分については、市長のほうから、緊急時に予備費の活用を行うんだという答弁がありました。では、市がいう緊急時というのは、どのような状況になったときに緊急時という考えを持っているのでしょうか。岩出市の中で、

さらに感染拡大が広がって、にっちもさっちもいかないというような状況になったときをいうのか、それとも、市民の生活、これが非常に、これ以上もう放っておいては大変だというような状況と判断したときを緊急時というような判断をするのか、市のいう緊急時というこの状態、どうなったときに緊急時と判断をするのか、これをまずお聞きをしたいと思います。

以下、2点目から5点目までの部分については、本当に非常に残念な答弁が今返ってきました。いずれの施策についても考えていないということが答弁の中に盛り込まれています。

2点目の部分については全体にあるんですが、言わば岩出市については財源というものが無いという状況ではないと思うんです。財源はしっかりあるのに、それを活用しないという姿勢が、私は問題だと本当に思うんです。

そういう点では、今年度の1億5,000万円もそうです。令和3年の当初予算の中の予備費という点についても、私はしっかりと市としての施策というものをやっぱりしっかりともしっかりと打ち出して、予備費対応という部分のところに積み上げるのではなく、それをやっぱりしっかりと使う、こういうことが求められていると思うんです。

市長のいう緊急時ということが起きたとすれば、これは財政調整基金、こういうようなところから、緊急時になったときに、その対応を取ればいいのではないかなというふうに思います。

そういう点では、水道料金の減免策、これについては考えていないというようなことも言われましたが、逆にいうと、じゃあ、昨年度、なぜ水道局として減免施策を取ってきたのか、この考えについて改めて思います。

去年から状況が変わっているとは私は思えない。いまだに市民生活については、苦しい状況が続けられてきていると思うんです。そういうところでは、水道局として、やはりこういう状況を救おうという考えは今後もないのかどうか、この点を改めてお聞きをしたいと思います。

また、学校給食費の点においては、最初にも言いましたけれども、各自治体で減免施策取られてきています。海南市なんかでも、2か月ですけれども、こういった給食費の減免、これされてきています。私は、教育委員会として、こういう他の自治体がこういう取組を行っている、この点について、市としてどのような見解を持っているのか、この点を改めてお聞きをしたいと思います。

また、4点目の敬老会でのクーポン券の配布、この点については、私はきちんと

答弁されたとは思えないんです。今年度も敬老会を行うが、クーポン券の部分についてはやらないと、こういう答弁でした。

今の3つの2番、3番、4番の点については、少なくとも財源という点では、この間の今年度の1億5,000万円というのが、少なくともあります。これをやっぱり、私はもっともっと活用すべきだと本当に思うんです。

その点で、再度、敬老会でのクーポン券というのをみんなが、やっぱり待ち焦がれていると、こういう点について市としてどういうふうに判断をしたのか。みんながもっとやってほしいんだ、こういう声があるのに、それに応えないというのは、どういう理由からなのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

そして、5点目の部分については、私は、昨年度の給付金事業、これは先ほどおっしゃられたように、国からお金があったから、それをやったんだと。私、ここに書いているのは、そういう部分ではなしに、岩出市、子育て支援というのが、しっかりとやっていってほしいというのが、岩出市民の願いだと思います。

そういう点では、やはり子供が生まれた家庭、この家庭に、去年のような、妊婦手帳の期限あるなしにかかわらず、子供がやっぱり生まれるということは、岩出市にとっても、将来の岩出市を担っていく、そういう子供が生まれるんだと。そういう意味で、お祝い金制度を考えてはどうかという質問をさせてもらったんですよ。お祝い金制度、こういうものを考えていく、そういう気はないのかどうかという点、改めてお聞きをしたいと思います。

そして、私は、今、岩出市において、財政面という点、これをやはりもっとしっかりと議論していく必要がある、こういうふうに思っています。そういう点では、第3次補正、市長も先ほどちらっと触れましたけれども、第3次補正、この補正をどのように活用していくのかが問われると思います。

委員会で第3次補正についての部分についてお聞きをしました。総務部門では、国の第3次補正については検討中だということが言われました。その後の建設部門、この建設部門では、使い道についてはしっかりと決めている。その中身もしっかりと報告されました。総務のほうでは、検討中で全く何も分からないと言いながら、建設部門では、しっかりとそういう答えが出てきている。岩出市として、この第3次補正の使い道、これは一体どうなっているのでしょうか。

他の自治体なんかでは、国の第3次補正、使い道、今議会の部分の中にもしっかりと提示をされてきています。そういう点で、岩出市の第3次補正、これをどのように使うのか、明らかにしていただきたいと思うんです。この点をお聞きしたいと

思います。

以上です。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、緊急時の判断について、どういうふうに判断をするのかというご質問であったかと思えます。一般的に、市が事業を実施する場合は、議会で予算の議決を得てするのが本来の筋でございます。でありますので、当初予算に上がっていない分については、その都度、補正予算での対応ということになりますが、不測の事態等で補正予算をするための議会を開くには、ちょっと時間的に間に合わないと、そういう場合は、緊急時でということでの判断とさせていただく。判断基準はそういうことでもあります。補正予算にも間に合わないような、そういう状況、事業を実施するのに。その場合は緊急時の判断ということでの決断をさせていただくということでございます。

それと、財源があるのに活用をしないということに問題があるというご質問と併せて、最後にありました財政面での第3次補正をどのように活用するのかということのご質問に対して、お答えをさせていただきます。

これについては、さきの予算案の質疑等の中で、説明をさせていただいたと聞いておりますが、まず新型コロナウイルス感染症対応について、国の第3次補正予算において、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金、これの増額がされて、本市における配分上限額、これが2億3,400万と示されたということでありました。

これは当初予算を予算書作成するスケジュール上、ちょっと間に合わないということで、その旨の説明を当初予算に計上はちょっと間に合わなかったということのご説明をさせていただいて、これらの事業については、令和3年度の補正予算において、この交付金を活用した市独自の支援策、これを計上していくということで、市が行う施策については、補正予算の中で示していくということになります。

それと、もう1点、3次補正の分で、総務部ではまだ決まってないということでは言われたが、事業部ではもう既に決まっているということで、これはどういうことかということでありましたが、これについても、既にご説明はさせていただいて聞いておりますが、国の第3次補正予算というのは一くくりにあるのではなく、それぞれの省庁が行っている分がでございます。

事業部で国土強靱化対策の一環として、国の第3次補正予算、社会資本整備総合

交付金、これの増額計上、これの連絡が当初予算作成までに間に合ったと。それで、この分については、3次補正の対応を当初予算に計上しております。

先ほどの総務のほうでまだ決まってないというのは、同じ国の第3次補正予算になるんですけども、これは別の新型コロナウイルス対応、地方創生臨時交付金についての分でありまして、これは先ほどご説明させていただきましたが、配分上限額が2億3,400万と示されたんですが、当初予算の予算書の作成スケジュールでは、ちょっと計上するのは間に合わなかったということでございます。

したがいまして、3次補正予算にもそれぞれ種類がございまして、対応できたものと対応できてないものがあるということでございます。

○福山議長 上下水道局理事。

○黒井上下水道局理事 水道料金の減免でございますが、上水道といたしましては、老朽化施設の大規模な更新を多額の費用をかけて行いながら、事業を継続していく必要があります。開発による加入分担金や施設分担金の収入がなければ経営が厳しくなり、水道料金の値上げや企業債の借入れ、こういった資金確保が必要となってまいります。

前回の減免に関しましては、新型コロナウイルス感染症の対応事業の1次分の交付金を活用して行ったものでありまして、水道局といたしましては、水道料金の減免施策は考えておりません。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 学校給食費の負担軽減を実施している県内のほかの自治体については、これは把握をしております。ほかの自治体のことはほかの自治体のことでありますが、我々、常に参考にさせていただいております。

岩出市では、先ほどもお答えしましたとおり、経済的な理由で生活困窮という家庭には、就学援助制度を適用させていただいております。

それから、第3次補正に係る教育委員会の考え方でございますが、これまで何回もお答えしてきたとおり、児童生徒の命と健康を守ること、これ最重要課題と捉えてございます。

また、併せてGIGAスクールの実現等に係る児童生徒の学力向上についても重要視してございまして、引き続き感染防止対策と学力向上を主に対応していきたいと考えております。学校給食費については、規定の就学援助費制度に基づいて対応してまいります。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 4点目の敬老会でのクーポン券をなぜ令和3年度も配布しないのかということなのですが、令和2年度におきましては、敬老会自体を新型コロナウイルス感染拡大を防止するために中止をしまして、本来、敬老会にご参加していただけるべき方に対して、敬老会が中止になったので、その代わりにお弁当、あるいはクーポン券を配布したということでございます。

敬老会の代替事業ということで、別の事業ということで、敬老事業としてクーポン券を配布させていただきました。なお、この敬老事業については、令和2年度第1次補正予算において予算計上しております。

もう1点、ご質問のあります、子供が生まれた家庭へのお祝い金の支給については、担当の子ども・健康課長のほうから答弁いたします。

○福山議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 増田議員の再質問ですが、5番目の子供が生まれた家庭へのお祝い金の制度ということについてです。先ほど質問の中で、少しちょっと私も聞き違いかもしれないんですけども、前回行いました妊婦応援給付金につきましては、10万円の定額給付金、これの市で独自の拡充策みたいな形というふうにとりいただければと思うんですけども、要は、10万円につきましては国の補助金についておりますけど、この分につきましては市独自で考えて行った分でございます。これは基準日が4月27日になっておりましたので、4月28日以降に生まれる、おなかの中にいる子供さん、妊娠されている妊婦さんに渡すという形で考えておりました。

ですので、こういう経緯で妊婦応援給付金というのをつくっておりますので、特別定額給付金の制度の拡充という、そのときのものですので、新しく子供が生まれた家庭へのお祝い金というのは制度化する考えはございません。

ただ、先ほども部長のほうの答弁でございましたけども、子育て支援制度としましては、従来から児童手当もございまして、また、国のほうから新たに子育て世帯生活支援特別給付金というのを児童1人当たり5万円というのを支給するということが決まっておりますので、この辺でまた対応してまいりたいと思っております。

○福山議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、子育て関係の部分については、今またいろんな国の部分なんかがあれば、いろんな制度を考えていくんだというようなことを言われました。その点については、例えば、今年の施政方針の中に、子育て支援関係のところ、こう書かれています。安心して就労と子育ての両立ができる環境づくりを行うため、多様な

ニーズに対応した保育環境の充実に取り組めますと。そしてまた、母子保健事業においても、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援に取り組み、安心して子供を産み育てる環境づくりを推進してまいりますと、こういうふうに書かれているんですね。

そういう点においては、岩出市としても、子育て支援、この部分についてはしっかりと対応していかなくちゃいけないというようなことが書かれていると思うんです。そういう点でいうと、今、私が言ったように、子供ができたときに、お祝い金というんですかね、大体、今、年に四百五、六十人ですか、400人以上の方が、子供がやっぱり岩出市でも生まれているという、こういう現状がある中で、岩出市として、そういった制度を考える気はないのかというようなことを私は質問をしたんです。その点について、岩出市としての考え方、これを改めてお聞きをしたいと思います。

先ほど総務部長のほうから、2億3,500万円、これについては国の地方創生臨時交付金でしたかね、要するに国の地方交付の部分に間に合わなかったということで、予備費対応したんだということが言われました。そして、この部分については、補正予算で使うんだ、こうはっきりと明言されました。この点では2億3,500万円、いつの補正で、どのような施策として、この2億3,500万円使うのか、これをお聞かせください。

以上です。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしました新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金につきましては、本市への国の配分上限額が2億3,400万円ということございますので、これについて、これは当然、この交付金を活用するに当たっては、国から頂く額だけではなく、市としても、市の独自の財源も出して事業を考えていくということになります。

現時点で、いつの定例会で補正予算に上げるかということとは決まっておりませんが、国からの配分額が示されておりますので、当然のことながら、これを活用して、新型コロナウイルス感染症対応、今の現状、今後の状況も見ながら、補正予算に計上していくという考えでございます。

それと、少しちょっと誤解があるようですが、新型コロナウイルス対応の予備費は、額は似ておりますが、これはまた別のものがございますので、予備費というの

は、あくまで不測の事態が生じて、予算計上ができないが、緊急的にしなければならないというときの、そういう対応のためにある分でございます。その点だけ、再度ご説明をさせていただきます。

○福山議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

子育て支援策として、子供が生まれたときのお祝い金を給付しないのかということなんですけども、子育て支援策といいまして、お金を配るだけが子育て支援策とは考えておりません。子ども・健康課では、様々な事業によって住民の皆様の子育て支援を行っております。保育所から学童保育、それから独り親の対応、児童手当の対応、母子保健におきましては、妊婦の健康診査、新生児の訪問、それから不妊治療、いろいろ対応しております。こういう職員の努力によって子育て支援というのはできると思っております。お金を配るだけではないというふうに考えております。

○福山議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時35分から再開します。

休憩 (14時22分)

再開 (14時33分)

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 2番目の質問は、根来小学校新運動場のトイレの質問です。

根来小学校新運動場のトイレに関しては、これまで何度も質問を行ってきました。老朽化したぼっちゃん式トイレとなっており、子供たちに使わせることもできず、一刻も早くトイレの改善が待たれているものです。これまでの質問においては、教育委員会から返ってきた答え、本当に冷たいものでした。排水のための地元同意が得られない。排水する整備環境がないから造れないというものでした。その後は下水道設備を現在進めており、その環境が整うまでは対応が取れないというものでした。今回、改めてこの問題をお聞きをしたいと思っております。

まず、1点目の根来小学校新運動場のトイレ改善の前提となる下水道の環境整備という点については、今回、私、質問通告後に今年度の予算というところに予算計

上されているということが分かりました。この点については整合性というものが取れませんので、1点目については取下げをさせていただきたいと思うんです。整合性が取れませんので。

以下、2点目で3点目の点についてお聞きをしたいと思います。このトイレの改善計画、この点については、まさに今、子供たちについては一刻も早く新運動場のトイレが使えるようにということ、本当に今、待ち焦がれています。今回のトイレ改修を行う場合、工事の期間というのは、どれぐらい必要になると考えているのでしょうか。また、工事の時期という部分については、夏休みの期間中というものを考えているのかどうか。運動場についてのトイレの改善、これをいつ、市として、教育委員会として考えているのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

同時に3点目の点で、要するにトイレを設置する場合、どのような排水の体制を取るのかという問題なんです。要するにトイレの排水対策の取組、これが必要となってくるわけなんです。新運動場の外側、フェンスの外側という部分を排水のための工事というものを行うのか、それともグラウンドの中の、どこを通るか分からないんですが、少なくともフェンス部の間際辺りを通す排水対策というんですか、そういうのを取られるんではないかというふうにも考えるわけなんです。いずれにしても、新しくできるトイレの排水対策、それをどのように行っていくのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

実際に、道路までの部分においても、かなりの距離というものがありますので、周辺整備という点について、市としてどう考えているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 1点目については取り下げることですので、2点目以降で答弁させていただきます。

年次計画でいつかということですが、令和3年度において建築設計を行います。令和4年度において旧トイレを解体しまして、公共下水道に接続するとともに、新トイレを建築する予定としてございます。

それから、周辺の排水口の整備ということですが、排水口の整備については考えておりません。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 最終的に、今、完成するのは4年度だということを言われました。それでは、今年度予算で計上してきているというのは、どのような工事をする予定の中身になっているのでしょうか。そして、工事そのもの自身については、やはり事業との関係なんかもあると思うんですが、先ほどの答えやったら、外側の部分については工事はやらないんだということであれば、当然、グラウンドの中の工事というふうになってくると思うんですが、その辺のところはどのような形で、フェンスの内側の工事をやっていく、その中身になっているのか、この点だけお聞きをしたいというふうに思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。  
教育長。

○湯川教育長 工事の内容、それから3年度では設計監理をするということですが、まず工事、現在のトイレが、小便器、大便器、物置となります。今回、新しく男子トイレ、女子トイレと、こう分けるということでございます。

それから、周辺整備の件で、ちょっと勘違いされているのか、増田議員、雨水のこと言われているんですかね。雨水は、これ公共下水道は。

○増田議員 雨水というか、雨の一般的なやつやな。  
トイレの排水用も。

○湯川教育長 トイレの排水は下水道につながます。

○増田議員 下水につなぐ工事の配管工事というのは、どないするんかと言っているんです。

○湯川教育長 どないするんか、聞かれたら難しいですけど、適切に行います。

○福山議長 再々質問を許します。

(な し)

○福山議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員 3点目の質問については、現在、根来地区に民間の産業廃棄物処理施設の建設計画、これが持ち上がってきています。この点で市の見解をお聞きするものです。紀の川市の大瀧商店による世界初のエマルジョン方式の小型高温溶融炉、NK1000という焼却施設で、日本環境保全株式会社製の溶融施設、アスベストを溶融する産業廃棄物処理施設です。この建設計画が持ち上がってすぐ、地元の根来地区では、このような施設は来てもらいたくないと、建設反対の署名も取り組まれ、現

在、岩出市と和歌山県に署名が提出されてきています。

この産業廃棄物処理施設に対して、岩出市として、根来区に計画されている産業廃棄物処理施設への見解について、まずお聞きをしたいと思います。

それと、2点目は、和歌山県から岩出市に対して意見を求められてきていますが、岩出市としてどのような意見を和歌山県に出したのかと。環境をまもる審議会に市の意見というものも提出されてきていますが、和歌山県に対して出した岩出市としての意見書、この部分については最終的にどのようなものを出したのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

3点目として、産業廃棄物処理施設に関して、現段階でどのような進展状況や進捗の状況となっているのか、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の3番目の質問にお答えをいたします。

今回、産業廃棄物処理施設が建設されようとしている地域は、本市の北の玄関口であり、多くの文化遺産や岩出図書館など、文化・教育の交流拠点として位置づけられるとともに、京奈和自動車道路や県道泉佐野岩出線の道路交差網の整備により、企業立地にも適しており、既に幾つかの景観や自然環境に配慮した企業も進出しております。

また、岩出市の環境をまもる審議会会長から、本年2月8日付で、産業廃棄物処理施設建設に反対する意見書が提出されております。このようなことから、根来地区に計画されている産業廃棄物処理施設の設置に関しては、再考を求めるとともに、市民の生活環境の保全の見地から、許可権者である県に対して、設置の許可についてご配慮いただけるよう要望しているところであります。

また、近年、増加し続ける産業廃棄物問題は大きな課題であり、最近では、特に環境問題について多々報道され、廃棄物問題は避けて通れない問題となっております。今般、根来地区に計画されている産業廃棄物処理施設の計画及び経過につきましては、先ほど答弁いたしましたとおりでございますが、そのような中、3月16日、当市議会から産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書の提出についてを全会一致で採択していただき、誠にありがとうございました。その日の午後から議長とともに県知事に意見書を提出し、理解していただいたものと考えております。

今後も県において廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、専門的なご指導がされるものと考えております。市といたしましては、市民が安全で安心して暮

らせるまちづくりに取り組むことが市の責務であると考えておりますので、これからも市民の皆さんはもとより、議会や関係者のご意見を十分に尊重しながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 議員ご質問の2点目と3点目について、一括してお答えいたします。

2点目の意見書につきましては、令和2年11月26日付で岩出保健所長から産業廃棄物許可申請等に係る事前調査書についての意見照会があり、本年1月4日付で岩出保健所長宛てに、次のとおり意見書を提出しております。

当該区域は、第2次岩出市長期総合計画後期基本計画に基づき、京奈和自動車道路根来インターチェンジと県道泉佐野岩出線が交わる地域周辺を観光、教育、文化など、多様な交流を促進する交流拠点として位置づけています。また、本市の北の玄関口としての景観や自然環境に配慮した企業誘致を将来構想に上げている区域であります。

以上のことから、産業廃棄物処理施設建設の計画は、本市の基本計画の将来構想外であり、また、市民からは生活環境の保全に対する不安から、計画に対する反対もあり、再考を求めるものであります。

以上が、意見書の内容でございます。

また、2月26日には許可権者である県に対し、岩出市の環境をまもる審議会から提出された産業廃棄物処理施設建設に反対する意見書並びに地元区や環境ボランティア団体による建設反対運動の署名書を添え、設置の許可に対し、ご配慮をいただけるよう要望書を提出しております。

3点目の進捗状況であります。県に確認したところ、事前調査書に対する関係機関からの意見書を現在取りまとめているところであると伺っております。

○福山議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この問題については、今、市長のほうからもございましたけれども、私たち岩出市議会としても、旧採石場でもあり、中央構造線の断層、要するに根来断層の真上であり、地震に対する危険性や周辺地域への生活環境、営農面において、施設の許可をしない、こういう要望の意見書というものも上げてきています。

いずれにいたしましても、岩出市として、今後どのような視点でこの問題に対応していくのかというのが問われていくというふうに思うんです。そういう点では、

岩出市の今後の対応面ですね、これについてはどのように考えておられるのかという点、この点だけお伺いしたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総合保健福祉センター館長。

○山本総合保健福祉センター館長 再質問にお答えいたします。

今後の対応面と言われましても、先ほど市長及び部長が言ったとおり、反対ということはないんですが、県のほうにご配慮願うよう言っているだけで、もう答えはそのとおりでございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

通告7番目、13番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

市來利恵議員。

○市來議員 13番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、新型コロナウイルス感染症対策について、そしてジェンダー平等の実現と女性の貧困問題について、香害について、この3つの点で、一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策について（社会的検査の実施）。

ワクチン接種も始まりましたが、安全性、有効性の課題、社会全体での効果が確認されるまで、かなりの時間がかかると言われております。また、感染力の強い変異株の流行も重大な懸念要素であります。ワクチン頼みではなく、感染対策の基本的取組が引き続き必要です。感染拡大を抑えていくには、症状が出ている方や濃厚接触者などの検査と同時に、無症状感染者の発見、保護が鍵となります。

この間、高齢者施設、医療機関でのクラスターが各地で多発し、感染を下げ止まらせる一番の要因となりました。政府は、高齢者施設職員に対する定期的検査を打ち出し、3月末までに約3万の施設で検査を行おうとしています。しかし、それらは、いまだに都道府県の要請にとどまっています。各自治体任せで、国が責任を負っていないことは大きな問題ですが、高齢者の命と医療体制を守るためにも、自治体として、社会的検査を高齢者施設や医療機関、保育施設などに広げるために、積極的に計画を立て実施することが重要です。

そこで、高齢者施設等での検査の実施はどうか、お聞きをいたします。

2つ目は、橋本市、新宮市では、高齢者施設新規入所者の本人検査希望の場合、

新型コロナウイルス検査費用の補助、令和3年1月1日から3月31日までを対象に実施をしています。岩出市では行っていません。高齢者施設内での集団クラスター防止を図るための対策です。こうした対策は、受け入れる側、入所する側も感染を持ち込ませないための対策として、とても有効な手だてだと考えます。実際に連絡をいたしました、橋本市では、実質この制度を使って補助をやられているそうです。高齢者施設の新規入所者に対し、PCR検査費用の助成、新年度で行う対策、これを求めたいと思います。

次に、これまで感染者が発生した保育所等は、厚労省まとめで903か所、これは1月7日現在ですが。触れ合いを通じて子供の発達を支援する保育現場では、感染が発生することは避けられません。実際、岩出市でも感染が報告され、クラスターも発生しました。保育施設への社会的検査の必要性と検査の実施を、これ求めていると思いますので、答弁をお願いいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 市来議員のご質問1番目、新型コロナウイルス感染症対策についての1点目、高齢者施設等での検査の実施はどうかと、3点目、保育施設への社会的検査の必要性と検査の実施をにつきましては、一括してお答えいたします。

現在の県内及び管内の感染状況を見ると、検査よりも、引き続き各施設における感染拡大防止対策の徹底を優先するべきと考えています。感染拡大を防止するためには、定期的な検査が有効であると言われてはいますが、市内にある保育施設や高齢者施設等の職員をPCR検査の対象とした場合、費用対効果が見込めないため、現在、社会的検査実施の考えはございません。

2点目の高齢者施設の新規入所に対し、PCR検査費用の助成の実施についてですが、施設に入所されている方の約4割は、市外に住所を有している方となります。近隣市町に問い合わせたところ、今のところ助成の考えはないとのことで、仮に岩出市だけが助成しても、検査を受ける人にばらつきが出る可能性があり、結果として感染拡大防止の効果が発揮されにくいと考えられ、実施の考えはございません。

○福山議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 そもそも論でいきたいんですけど、まず高齢者施設への検査の必要性という見解、これ今さっきお答えになったんですが、それをやるよりも、今のまま感染起こったところで対策を行う方がいいというような形で思っておられるのかな。

というよりも、私は、高齢者施設でクラスターが発生した場合、高齢者は重症化に至るといふこれまでの例が出ているということを考えれば、職員ですね、社会的検査を行って、入所施設者の方々に移さない、こういう対策のために社会的検査というのは必要ではないかと考えています。市自身、どのように考えていますか。

これね、国でも高齢者施設や医療機関、障害福祉施設などにも、職員に対して、頻回、定期的に対象利用者、これ感染防御を図るといふのは、大変大事ではないかということをお大臣も答弁されています。国会でも議論されながら、尾身会長等々も含めても、この感染が落ち着いているときの間、やっぱり高齢者施設での感染拡大が重症化を招くということでは、社会的検査も必要性はあると、このことをお認めになっています。こうした点から考えても、市としては、それは別に要らないと、そういうお思いになっているのか、その点を一度お聞きをしたいと思っています。

県内でも、高齢者施設のクラスターという発症が、これから第4波が来るかも分かりません。そうした中で、どうすればクラスターが起これないかと考えているのか、この点についてお聞かせください。

もう1点は、先ほど、私、橋本と新宮市の取組、これ例を挙げました。実際、岩出市では手を挙げなかったというふうに聞いています。これは、なぜやらなかったのかと。先ほど言ったのは、市外の方が多いという形で聞いていたんかな。岩出市には高齢者施設もたくさんあります。もちろん、岩出市民の方が入所する場合もあるし、入所受け入れる側も、入所する側も、感染が検査をしてなければ、やはりそちら安心して入所でき、また入ってきた方を見ることができるといふ点では、これ希望される方になんですよ、やっているのが。だから全てやってるわけじゃないんですが、希望される方には、こういう手だてをやって、補助をしますよという対策を打っているということでは、私は必要ではないかと。これ十分に、今後、来年度、次年度、4月からできる。予算組めばできると思うんです。こうした取組を行うような形で、市としても考えていくべきではないかと、再度聞きたい。

あとは、費用対効果の問題がありました。実際検査をすれば、当然お金がかかってまいります。このお金の問題については、私何度も言いますが、もっともっと国に働きかけてほしいんです。国を動かすためには、自治体として計画的、社会的検査の計画的を含めた考えを持って行って国を動かしていく。そういう自治体であってほしいと思いますので、そういう計画を含めて持つことができないのか、この点をお聞かせください。

保育所の関係です。保育所の関係も、子供たち、触れ合いを通じて子供の発達を

支援する保育所では感染避けられない。それを持ち込まないためにも、定期的に、だからできないというのではなく、できる方法探すんですよ。プール方式だったり、抗原検査でも構いません。やれるか、やるやらない、できないんじゃないかと、やる方法をどうやったらできるかという、そういう考えを持って、市として取り組んでいただきたいと思います。これについて答弁を求めたいと思います。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 市来議員の再質問にお答えいたします。

高齢者施設の予防対策の中で、市としましてはPCR検査の実施の考えはございませんが、県に確認したところ、高齢者施設等に対して、抗原検査キットを近く配布する予定とのことで、この検査キットは簡易に検査ができますが、PCR検査ほど精度が高くなく、抗原検査で陽性の結果が出た場合、PCR検査を実施すること、今までよりも早期に陽性者の発見及び対応ができると考えます。市は、県の取組が円滑に実施できるよう、協力・連携していく考えです。

2点目の新規入所者に対しての検査につきましては、市のほうでも橋本市と新宮市、2市というの聞いておりますが、市としましては、県の抗原検査の実施について円滑に実施できるように、協力・連携していく考えで、あとは現状の症状がある人や濃厚接触者に対してのPCR検査を積極的に実施し、適切に対応することが感染予防、拡大防止に効果的であると考えております。

○福山議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、保育所の検査について。やれる方法を考えてくださいというご質問やったと思うんですが、おっしゃっておられた抗原検査とかプール方式、様々な方式もあるんですけども、それにしましても、やはり検査というのは1回きりではどうしようもなく、1回やったところで、その時点で陰性やとか陽性やとかいうことが分かるだけで、やはり定期的にやっていくとなると、かなり費用がかかるということで、費用対効果というのが非常にかかるというふうに考えております。

クラスターがどのようにしたら防げるかということなんですけど、ご承知のように上岩出保育所のほうでクラスター発生した際に、保健所のほうの指導も入りました。指導に従いまして、今うちのほうは改善させてもらっておるんですけども、保健所の言うてるのは、やっぱり、今回感染した要因として、職員がマスクを外して一緒に給食を食べていたとか、休憩室で飲食をしてたということです。こういうこ

とを改めれば、確かに1人はかかる可能性はあるかもしれないんですけども、そこから広がってクラスターになるということはないということで、保健所のほうはおっしゃっておられましたので、うちのほう、こういう形で、今、改善して保育所運営をさせてもらっています。

保育施設においては、感染防止対策、国や県から指示されている対策を継続することで、また、各施設間の情報共有することで、感染防止に努めているということでございます。

あと、費用対効果についてなんですけども、先ほど、高齢者施設のほうでは、国のほうも高齢者の方は重症化するというので、県のほうも簡易キットを配るというような話を地域福祉課長のほうからあったと思うんですけども、国のほうも重症化しそうな高齢者等につきましては、そういう対応をしてくれているということなんです、うちのほうとしましても、国が対応している部分については、従っていきいたいというふうに考えております。

○福山議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 先ほど、高齢者の件に関しては、今後、県の広範囲な検査ができるよう、抗原検査も活用したものを進めていくと、それに協力をしてやっていくということをおっしゃられました。当然だと私は思っているんですが、田村厚労大臣がプール方式を行政検査として認め、クラスター防止に役立てて、抗原簡易キット、これまでも無症状者への使用が推奨されておりましたが、PCR検査等、困難な場合に、抗原検査により幅広く検査を実施することが有効とされ、対象となっているということがあります。

私が言っているのは、高齢者の場合、施設の場合は、そうやって県のを活用していくということは分かるんですが、新規の入所者に対しては、市として、独自にやったらどうですかということをおっしゃっているんです。地域福祉課長がおっしゃられたのは、多分、施設の中の幅広い検査ですね。抗原検査というのをそこでクラスターが起きないように、早期発見するために、キットを使いながら定期的に検査をしていくことだと思っております。

私が求めたいのは、では、新規に入所する方に対しては、検査を行ったらどうですかということに対するご答弁を再度求めていきたいと思っております。

保育所についてであります。保育所についても、私、先ほど言ったように、保育所もマスク取って、もちろん子供を保育するために、私、前回言いました。保育

する子供たちの発達に顔が見えないのは影響あると。だから、保育士たちも大変な思いをしながら保育しているんですよ。マスクしながら、感染しないように、させないようにと。この中で感染が広がったというのがあるんだけど、それを早くやるためにも、プール方式で、1回と言っていない。定期的に行ったり、みんな、いてる職員全ての職員をするわけではなく、例えば、職員の何人かを選んでやったり、いろんな方向があると思うんです。

それを独自にやりながら、市民の安心・安全を守るのが市役所、市の役割じゃないんですかということで、これを提案しています。これについて再度答弁を求めます。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

地域福祉課長。

○長倉地域福祉課長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

私のほうの、ちょっと言葉足らずでございましたが、県のほうでは、抗原キットに対して、体調不良の職員や利用者、また、新規入所者等を対象にすることもできるということで、実際に抗原キットをするのは、施設のほうが対応になりますが、新規の方も対象となることができるとなっているとのことです。

○福山議長 子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどおっしゃられた抗原検査とかプール方式というのが、厚生労働省のほうで認められたということは存じ上げております。ただ、それぞれの検査においても、陰性率が100%というわけではございません。

それを言うのかということですね。抗原検査は、特に陽性者を洗い出すのは非常に得意やということで、高齢者施設でも使えば、陽性の人を隔離していくというのは大丈夫なんですけども、やはり保育所のほうで確実に陰性やという人をつかまえてもやっていきたいという形であれば、やはりそれを回数を1回ではなくて、回数を重ねてやっていかなあかんという形になってくるので、その部分については、やはり費用対効果が非常にかさむというふうに考えております。

プール方式、抗原検査にしましても、やはりかなり費用のほうはかかってくるというふうに考えておりますので、現在のところ、費用対効果から考えて、ちょっと実施する考えはございません。

○福山議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市來利恵議員。

○市來議員 ジェンダー平等の実現と女性の貧困問題について質問します。

ジェンダーとは、一般的に、社会的、文化的につくられる性別役割分業と定義されていますが、それは決して自然にできたものではなく、人々の意識だけの問題でもありません。女はこうあるべきなどのジェンダー規範や性別役割分業は、それぞれの時代の社会構造の中で、時々の支配階級が人民を支配、抑圧するために政治的に作り、歴史的に押しつけてきたものです。

コロナ禍で、ジェンダー後進国とも言える日本の状態が浮き彫りになっています。国連女性機関は、各国政府に対し、コロナ対策が女性を取り残していないかと問いかけ、ジェンダーの視点に立った対策は、女性のみならず、社会の全ての構成員によい結果をもたらすと強調しました。

日本では、コロナ危機の下で、とりわけ女性や子供に矛盾と困難が集中していますが、このことは日本におけるジェンダー平等の後れを改めて浮き彫りにしています。家族ケアの負担比重が高く、非正規雇用が多い女性への影響は大きく、女性不況とさえ言われています。女性の就業者は3,000万人と、就業者の45%となっておりますが、非正規率は、この30年間で3割から6割へと増加し、非正規雇用の7割が女性です。非正規雇用の女性の賃金は、正規男性比で4割です。大きな格差が生まれています。

その結果、7人に1人の子供が貧困にあえぎ、母と子の独り親世帯では、半数以上が貧困に苦しんでいます。女性の非正規雇用の問題は、非婚化や離婚率が増加する中、若い女性や独り親家庭の、また中高年以降の単身女性の貧困問題にもつながります。抜本的な労働時間短縮、出産しても働き続けられる職場づくりが求められます。

地方自治体における官製ワーキングプア問題も深刻です。これまでも官製ワーキングプアについては一般質問でも取り上げてまいりました。地方団体における約62万人の会計年度任用職員は、8割が女性で、うちフルタイム職員も7万人近くとなっています。

そこで、岩出市の女性職員の割合と非正規雇用の割合についてお答えください。

2つ目は、賃金や処遇などの男女差について。

3点目は、幹部職員への女性の登用、委員会、審議会などの委員の男女比についてお聞きをいたします。

次に、2011年から2017年まで、国連女性の地位委員会日本代表を務めた橋本ヒロ

子氏が、自治体行政におけるジェンダーの主流化というタイトルの文献で、男女間の平等推進の視点を持って、全ての政策に男女のニーズ、優先性、状況などを入れ込むこと、つまり砕いて言えば、ジェンダーの主流化とは、福祉、教育、消費生活、環境など、伝統的に女性の視点が入りやすい領域だけでなく、都市計画、産業振興なども含めた全ての政策や施策について、計画、実施、監視、評価など、全ての段階で男女で影響が異ならないか見直し、男女の違いなく、同じ成果が上げられるように内容を変えていくことであるとしています。

意思決定の場における女性の割合について、お答えを求めたいと思います。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 市来議員ご質問の1点目、女性職員の割合と非正規雇用の割合についてですが、令和2年度4月1日現在の職員における女性の割合につきましては、44.8%となっております。また、非正規雇用については、会計年度任用職員の女性の割合につきましては71.4%となっております。

次に2点目、賃金や処遇などの男女差についてですが、男女の性別による格差はございません。

3点目、幹部職員への女性の登用について、次長級以上における女性の割合は7.1%となっております。

4点目、意思決定の場における女性の割合につきましては、課長級以上における女性職員の割合は21.1%となっております。

○福山議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 市来議員ご質問の3点目、委員会、審議会などの委員の男女比についてお答えいたします。

第4次岩出市男女共同参画プランでは、本市における男女共同参画社会の形成を目的として、5つの目標と施策の方向性を定め、現在取り組んでいるところです。

委員会、審議会などの委員の男女比についてであります。内閣府が4月1日現在で、地方公共団体に関する男女共同参画社会の形成、または女性に関する施策の推進状況調査を行っており、そのため市では、毎年、市が所管する委員会、審議会における女性登用率、委員構成を調査しております。

実績といたしましては、平成30年度では21の組織、296名のうち女性が71名、率で24%、平成31年度では31の組織、415名のうち女性が119名、率で28.7%、令和2年度では29の組織、425名のうち女性が118名、率で27.8%となり、女性委員の登用

率につきましては、平成30年度と比較して、若干ですが、増加している状況となっております。

なお、令和2年度の全国市区町村の審議会への女性登用率は27.1%となっております。

また、来年度策定する第5次岩出市男女共同参画プランについては、国の第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方や県の計画等を踏まえながら、岩出市男女共同参画推進委員会において審議していただく予定としております。

今後も、市の委員会、審議会等においては、男女が共に活躍できるよう取組を進めてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 政府の第5次男女共同参画基本計画では、2020年までに指導的地位に女性が占める割合30%という従来の目標の達成を断念し、2020年代の可能な限り早期と先送りをしており、大変重大なことです。

国連をはじめ世界では、2030年までに男女の完全な平等50%・50%を掲げ、常に前倒しで達成した国や組織も生まれるなど、努力が進んでおります。国もそうですが、地方自治体においても、女性の社会参加、政策決定に関する審議などに女性の意見が反映される機会を多くすることが必要です。

これまでも市も努力を重ねておられると思います。私もホームページ見たら、女性の方の委員募集だったりとか、いろんな形での参画をできる方法をやられていると思うんですが、市としても、目標、32年度30%と掲げていたと思うんです。女性の比率を高めるための計画と、いつぐらい、どれぐらい達成するのかというのを持っているのか。また、女性を活躍、いろんな委員さんになってもらうために、課題は何があるか。課題があるとすれば何があるのかという点をちょっとお聞きをしたいと思います。

2点目は、女性の意見や政策を取り入れるために、どのような工夫、整備を市の中では図っておられるのか、この点をお聞きをいたします。

また、これまでに具体的に政策、事業化されたものがあるならば、どういったものがあるのか、この辺をお聞かせください。

4点目です。非正規雇用の女性の割合について、市としてどのように考えているのか、この点をお聞きしたいです。やはり市の職員の会計年度任用職員、71%が女性と言われていたのかな。だと思っんです。でも、ここでも女性が大半非正規なん

ですよ。こういった状況をどのように考えているのか、市として。これをお聞きをしたい。低賃金の非正規公務員として働いていることについて、改善すべきではないかと私は考えています。これについての答弁を求めます。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 まずは市の委員会、審議会につきましては、目標値に達成していないことから、国の第5次男女共同参画基本計画や岩出市男女共同参画プランにより、引き続き女性登用率を高めるための支援を働きかけてまいります。

特に登用が進んでいない審議会もありますので、その辺については、特に力を入れて推進してまいりたいと考えております。

それと、30%の目標なんですけど、長期総合計画では、令和7年度を目標として、達成できるように努めてまいります。

事業につきましては、各種講座、啓発等、行っております。特に女性のつどいをメインに、女性たちの参加を促しております。

○福山議長 総務部次長。

○木村総務部次長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、非正規雇用、これが市の場合、先ほど71.4%と答弁させていただいて、これが高いんじゃないかということでございます。これにつきましては、保育士についての女性の割合が100%となっておりますので、割合が高くなっているものでございます。

次に、非正規雇用と正規雇用の格差ということですが、非正規雇用につきましては、令和2年度から会計年度任用職員に移行し、賞与及び昇給を取り入れたことにより、待遇面について改善されているものと考えてございます。

また、正規職員、また非正規雇用の会計年度任用職員、これにつきましてはの採用におきましては、男女の関係なく、性別による格差はしてございません。

○福山議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 非正規雇用についてです。保育士の関係が、多数いらっしゃるんで、これだけの率が、パーセンテージが上がってくるということなんですけど、それが私いいのかどうかということを知りたいんです。これだけコロナ禍の下で、女性の貧困という問題だったり、働き方、これまで国が改革を進めて、どんどん規制緩和もし、正社員を雇うことが、なかなかしようとしなないという問題があります。

公の地方自治体だからこそ、しっかりとお手本となるように、必要なところに必要な職員を置く、正規で雇うということが必要ではないかというふうに考えます。それが何に関わるかいうと、市民サービスに大きく関わるんですよ。だからこそ、しっかりとした必要なところに必要な人材を置くということがあれだと思んですが、女性の割合が高いという点で、このままで当たり前やというような感覚でいらっしゃるのかなと思うんですが、ここはやっぱり今の現状に照らし合わせると、貧困問題が大きく浮き彫りになったり、非正規雇用の問題が、コロナ禍の下、出てきているということに対しては、しっかりと認識を持っているのかなという点がありますので、それについて、もう一度答弁を求めたいと思います。

○福山議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

まず、公の自治体だからこそ正規で置く、必要なところに正規職員を置くということでおっしゃっていただいています。これにつきましては、職員の採用については、状況に応じ計画的に採用しておるところです。その際には、引き続き性別に関係なく適正な採用試験を行ってございます。

参考にでございますけども、新規採用職員における女性の比率、これにつきましては、平成30年度は50%、平成31年度は60%、令和2年度におきましては69.2%という女性の比率が同じ、もしくはそれ以上ということになってございまして、特に男女の差というのは、本市におきましてはないものと。

○市来議員 そんなん言ってない。正規職員のことなんか言うてないよ。非正規の、会計年度任用職員。

○木村総務部次長 非正規におきましても、いろいろな働く場ということで、広く募集してございますので、男女による差はございません。

○福山議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 3つ目は、香害についてです。香りの害と書いて、香害というんですが、日本消費者連盟が、2017年に実施した香害110番に213件もの苦情、悲鳴が寄せられました。シャボン玉石けんが、2016年5月に20代から50代の女性を対象にネットで行った調査では、人工的な香りで頭痛や目まい、吐き気などの体調不良を起こしたことがある人は64%に上っています。

日本医師会のニュース、健康プラザ№.508号では、香料による新しい健康被害もということで、体調不良の原因は香りか。香料つきの柔軟剤や石けんや消臭・除菌スプレーなどが出回っていて、世の中にはそうした香りを不快に感じ、頭痛や目まい、吐き気、せき込み、皮膚のかゆみ、ひりひり感、全身倦怠感などが生じている。これが化学物質過敏症の一種であると指摘をしています。

一旦化学物質過敏症になってしまうと、治ることはなく、一生その病気と付き合い続けていかなくてはなりません。柔軟剤などに入っている香り成分を包み込んだカプセルで、液剤にはイソシアネートなどの有毒物質を含むプラスチックが使われており、これが空気中に飛散し、健康被害、香害が拡大をしています。現在、世界中で海洋プラスチックごみが問題視されておりますが、SDGsなどでも持続可能な開発目標でも掲げられています。

専門家によりますと、マイクロプラスチックの発生原因というのは大きく2つあり、プラスチック製品の発生段階でできる一次的な原因、一次的マイクロプラスチックと自然の力によって生まれる二次的な原因、二次的マイクロプラスチックに分類することができます。

この一次的マイクロプラスチックは、様々なプラスチック製品を製造するために使われるプラスチック粒、レジンペレット、小さなビーズ状のプラスチックで、洗顔料や歯磨き粉、そして柔軟剤にも取り入れられており、私たちの身近な日常的に使用するものに多く取り入れられております。いい香りとして使っているものが、実際には、私たちの健康リスクを高め、環境も破壊していくことになるということです。

私自身、化学物質過敏症に悩んでおられる市民の方からこうした声を聞くまで、問題に気づくことはありませんでした。しかし、意識を持てば、意外にも、自分の身近な周りの方々が、何らかの形で体調変化を感じている方が多いことも分かってきました。実際にお話をする中で、こうした原因を気がついていない方がいたり、人に言っても分かってもらえない。神経質だと思われるから人には言えない。香りの嗜好の問題だから何となく言いにくいなど、まだまだ理解されにくく、体調の不良で悩むだけではなく、周りの方から理解が得られないという問題点が大きくございます。

市も、現在、啓発活動を行っておりますが、化学物質過敏症については。市内で香害に苦しんでおられる方がどの程度いるか、把握しているのかをお聞きをいたします。

この香害や化学物質は、子供たちにも重大な健康リスクを引き起こさせます。匂いによって体調不良で不登校の原因になっていることも報告されています。学校現場では、給食の白衣が分かりやすい事例となっておりますが、給食着を洗って、次の当番の児童に引き継がれます。柔軟剤を入れて洗濯するため、匂いがずっと続き、匂いが取れないから着用できない。また、アトピーの方などは柔軟剤を使った衣服を着用すると、皮膚がかゆくなることもあったり、体調不良を起こすこともあります。また、体操着への着替えのときにも、柔軟剤などに入っている香り成分を包み込んだカプセルが原因で体調が悪くなった場合にも、保健室のベッドに寝ようと思っても、保健室のベッドのシーツですら、この成分が含まれていることになれば、体調不良を起こしても、しんどいから行くって保健室に行けない、こうした事態が生まれます。

現在、学校において児童生徒の把握と、その配慮はどうなっているのかをお聞きします。

次に、今後、症状を抱える子供がどれぐらいいるか、健康調査の中に項目で入れていく考えはないのか、これについてお聞かせください。

4つ目は、香害について、保護者等への理解促進への取組をです。まずは知ることが大事ではないかと考えます。相談者の声としても、自分や子供のような苦しみを1人でもなくすために、多くの方に知ってもらいたいと、このように申し出ておりました。

仙台市の教育委員会でのリーフ、札幌市の教育委員会で作成しているリーフ、参考にさせていただきたいということをお最初に申し上げておったんですが、こうしたものを岩出市でも取り組み、保護者への理解促進を進める取組を行うべきではないかと考えますので、市の答弁を求めていきたいと思えます。

5つ目は、教職員への理解促進への対応です。保護者の方が一生懸命訴えても、理解が得られなければ、先生に相談することもできないというんですよ。そういう意味では、教職員への理解促進というのは十分に必要ではないかと考えますので、この点についてお聞かせください。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 市来議員の3番目のご質問にお答えいたします。

まず1点目について、児童生徒3名が学校に対して過敏症を訴えており、うち1名が人工香料化学物質過敏症と医師の診断を受けてございます。

2点目について、この児童生徒に対して、それぞれ個別の訴えに対しては、アルコールの使用を控えたり、共同使用している給食着を着用せずに、個人のものを使用したりして、配慮しているところでございます。

3点目の学校における調査についてですが、現在、児童生徒個別に学校に提出していただいております健康調査票というのがありまして、この中に学校に知らせておきたいことという自由記入欄がありますので、必要に応じて各家庭で記入してもらっております。しかし、今後は健康状態についての問診項目欄に、化学物質や香りなどに対して過敏症があると、こういう項目を追加して、そちらにチェックしていただけるように検討してまいりたいと考えております。

それから、4点目と5点目につきましては、理解促進のための取組については、リーフレットを作成し、保護者や教職員に配布する予定としてございます。また、校長会においても周知を行ってまいります。

○福山議長 再質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、市來利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

これにて、令和3年第1回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(15時38分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

令和3年3月18日

岩出市議会議長

署名議員

署名議員